

北海道移住と上田静一

一 はじめに

1 問題と視角

上田静一というある小学校教師によって率いられ、大正期に京都の被差別部落などから団員を集めて実行される北海道移住について考察することを小論は課題にしている。この移住当時の上田の日誌は翻刻され人物研究の成果を得ており、今回新たにその以前の日誌も発見されて彼の活動の一貫しての検討が可能になった。そこで上田たち京都団体移住の軌跡をあらためて辿ってみるのが趣旨である。ただ、もとより彼の日誌は移民自身による書翰や記録を重んじようという移住史研究に参照されてよい史料だろうが、⁽¹⁾省みられる機会⁽²⁾少なく時日を経ている。それを用いて上田たちの様子を考える小論

の関心から述べよう。

大藪岳史

一八八四（明治一七）年「山谷僻遠」⁽³⁾の大阪府南河内郡東條村甘南備の農家に生まれた上田は明治三九年に田中尋常小学校に赴任し、部落の夜学校や青年会活動に関わってゆく。祖母に養育され、「世間世上の事は持ち合ひであるお互ひに扶け合ひ勤め合はねばならぬ」⁽⁴⁾と諭されたという彼は個性的だったのか、郷里を離れて都市の被差別部落での「貧民教育」を志望する。そして一九一七（大正六）年春、部落の数家族を率いて北海道十勝の本別村大啓地原野に向かってゆく。この上田たちの移住は明治末から大正にかけての地方改良運動期にさかんになる部落改善運動・事業の試みの一つとして捉えることができるが、彼らの活動に限らず、それら移住は未だ子細不詳となっている。だが、道と府県には隔たりがあり、今日となれば、他の改善事業で移住された方のご家族を訪ねると父親の書き物など

処分されたとも教えていただいた。筆者の非力を断つたうえ、上田たちも手がかりを欠くといわざるをえない。ただ、それには一般的に大正期の様子を必ずしもよく結像されていない北海道移住史の事情もあるように思う。たとえば明治以降、道への移民政策は移民取り扱いをめぐる変遷があり、概ね三期に区分できることが知られる。すなわち、①困難な初期開拓のために金品など直接的に移民に保護を与えた時代（明治二〜一八年）、②道庁が設置されて以降、専ら経済的・社会的施設を行い資本家や移民自身の自助に保護を委ねて移民招来を図った時代（明治一九〜大正二二年）、③社会事業としての移民許可移民が制度化されて補助金を与え、移民世話所など種々の施設を設けて再び直接保護し、同時に従来の移民も併用した時代（大正二三年〜）である。⁽⁵⁾この移民政策の変化は部落からの移住を捉えるにも筆者の留意したい点であり、京都団体移住は許可移民に至ろうとする時期にあたるが、社会事業が移民政策に接合してゆく当時の実相はなお解明されていない。⁽⁶⁾

また、およそ明治末年までの移民は事例の調査や報告も少なくないとはいえ、許可移民にもなると主な移住地の道東・道北地方の町村誌などの他には論及される機会は乏しい。⁽⁷⁾一般的に道内への農業移民は最初の土地に定着する者少なく、職業や耕作地を新たに求めて移動するのが通例だったことが指摘され、大正期半ば移住はピークに達し以後に激減、戸口移動が顕著だったことも知られる。加えて上田たち団体は昭和期にまで定住する人びとは限られたと推測で

き、筆者が訪ねた限り開墾に取り組んだ彼らの記録や姿を知る人を現地でも殆ど見つけられていない。だが、被差別部落民の移住とその事業に関しては、手もちの資料から再考する機会があつてよいように思う。

尤も、部落からの移住と殖民地政策との関わりがときに議論されるが、京都団体の移住がその一環に「動かされたものではなかった」のは既に指摘されており、植民地⁽⁹⁾北海道経営のために彼らが移住させられた⁽⁹⁾動員されたのではないと筆者も考えている。小論の注目点は上田や彼の出会った人びとの生き方や時代のありようにほぼ尽きるけれども、当時社会においての移住の意味を掘り出すよう試みたい。また道内では、一九七〇年代末・八〇年代初頭に民衆史運動により部落問題に関心が寄せられ、大正期の移住が次の如く説明されたという。「未解放部落の移住者を、「内地から来たアイヌ」と呼ぶところもあつた。北海道庁が、未解放部落民十戸以上の集団移住を禁止したのは、（筆者註……道内で）差別事件が顕在化したから」⁽¹⁰⁾だと。京都団体の足跡を追うことは、この具体相に触れることにはなるだろう。それには大切な手がかりとなる日誌の特徴から以下に述べてゆきたい。

2 「上田静一日誌」と先行研究

上田の日誌の一部は翻刻されており、白石正明により移住時を含む上田の半生が詳述されて解題も付されている。ご家族の手によつ

て保存され、幸いにも歴史資料として利用できるようになったという。そして、その日誌は北海道視察に向かう一九一六から一九三四年（大正五〇昭和九年）の様子が記され、白石は「移住日誌」と呼ぶうると紹介している。この間に上田は京都の田中村などから部落の青年らを率いて北海道に移住したのであり、彼自身の言葉や目に映った開拓地の様子に我々は接することができる。ただ、日誌は記事が任意に中断されたり、限られた周囲の事柄に自ずと記述はとどまる。他に参照できる上田が記した資料も若干に過ぎず日誌を読むと疑問がつのる。就中、次のことは謎だろう。彼は北海道に向かうことを「渡道」と記し、その回数を数えて大正一四年だろう日付の辺りに「第十一回」とある。つまり、これ迄に北海道を去つては戻つており、道内や京都、大阪など各地で活動した様子が記述される。そして彼自身はまず単身で移住。およそ融雪から降雪まで北海道に滞在して、一九一七〇二三（大正六〇一二）年の約六年間のうち大正八年を除いて冬期は京都に残した妻子と暮らした。家族呼び寄せの意志はあつたようだが、⁽¹¹⁾それだけでなく彼は京都団体の入植する大磐地原野ではなく、しばしば市街に寄留したり団体とは独自に活動した様子が知れる。その理由に筆者などは悩むがよく解らないままである。

また、たとえば大正三〇九年十勝来住者は約三万七千人、うち京都府から一五二人（約〇・四％）、大阪府から一八〇人（約〇・五％）。⁽¹²⁾そもそも移住地と両府との人的結びつきは希薄であり、京都団体移

住はその両府出身の数十人にまつわる出来事に過ぎない。取り上げる意味は北海道にとつても十勝にとつても乏しいかもしれない。だが、この団体の活動は当時十勝来住の開拓農の一部をなした者として具体的に捉えてゆくことが望まれる。ついでに小論は北海道の諸条件に照らして上田たちの移住を記述した白石に倣うが、彼や京都団体の周囲の様子をより詳しくするよう努めたい。新たに日誌も見され、団体が北海道に向かうまでの田中村や部落の様子や上田が移住を着想した経緯が知れるようにもなった。部落民に海外・殖民地への移住を勧奨した帝国公道会。その「北海道移住民監督指導者」だと機関誌『社会改善公道』に紹介される上田だが、会との関係を考察できる条件が随分と整つてゐる。かかる諸点に注目して移民団の出發から解体しただろう大正末年までを跡づけ、北海道の地域史に彼らの開拓移住の着地点を探したい。

二 北海道への出發——帝国公道会と上田静一——

上田率いる移民たちが田中村を出發するのは一九一七（大正六）年一月、その向かう先は十勝本別村に区設された大磐地原野である。それには帝国公道会との打ち合せがあつたという。公道会は一九一四（大正三）年板垣退助や大江卓、林包明ら著名人士を集めて創立され、中央と地方の連絡をうたつて被差別部落の改善を促し、府県横断的に活動する団体であつた。各地で講演会を催し、機関誌『公

道」「社会改善公道」からは北海道や海外・植民地への移住を宣伝した様子が判る。実際にも翌年道内に嘱託調査員を派遣、道庁との協議をなして、翌年には四国から移民を斡旋したという。そうして上田と連絡して以後、副会長の大江が田中部落で講演をなした模様は次のように伝えられる。「午後七時雨を侵して愛宕郡田中村夜学校に於ける講演会場に錫を飛ばす。会するもの鷺野本郡長を初め、郡視学、警察署長、村長、小学校長等約百五十名、青少年其の九分を占む。……今や氏（上田……筆者註）は本会の後援に依り、同村部落民に奨むるに北海道移住の事を以てし、自ら率先職を退き遠く彼の地に渡り実地を踏査し、近々相牽ひて渡道し移民の成功を見る迄は本地に帰り来らずと決心す」と。こうした呼びかけもあつて田中村や近在部落から希望者を募つたというのであり、上田への会の「後援」により移住は実現すると考えられる。けれども、どのような経緯あつて彼は移住を決意し、いかに会は待遇したのだろう。帝國公道会の奨励の内容と上田の様子から確かめてゆきたい。

一九一四（大正三）年「本会事業の目的」として児童教育上の融和やトラホーム治療など「六大事業」を掲げる。その一つに「海外其他各殖民地ニ移住希望者ヲ援助ス」があるように、当初から会は部落への移住奨励を方針化していた。ことに指導的役割を担う大江は「現代に勃興發展する大国民を理想」にし「部落民を新領土及未開墾の地方に移住せしむる」を推奨した。⁽¹⁴⁾しかし、そうした移住奨励は他面では以前からの地域での移住計画に対応していただろう。

同年に幹事岡本道寿は述べる。滋賀県には「三百戸もありて作るに田畑なく稼ぐに事業なし」だが「非常に勤勞に耐ゆる習慣」の部落がある。また「小椋部落の如き村長自ら職を辞し部落民を引率し北海道に移住し度希望を有するとの直話」を聞いた。なので樺太庁「移住者案内」を広告し始めた。⁽¹⁵⁾地方改良運動の下で改善事業が始動される当時、上述の虎姫村小椋では村長田中豊文がこれを指揮した。ことに一九〇九（明治四二）年湖北地方を襲つた震災。その義捐金を元に「独立の救済」団体を設けて種々の事業に着手、「災後経営」として他県への就職斡旋や北海道移住も勧奨されている。⁽¹⁶⁾また県下は他にも移住の計画あつたが、滋賀県は翌年から部落改善に県費補助を講じたのが特徴的だつた。⁽¹⁷⁾この由縁は別に検討を要するとしても、およそ移住奨励・事業には地域や部落個々に事情が伏在したと思われる。

ところで、帝國公道会はその総会の出席者は年一年と減じたといふけれども、大江や岡本らの講演や著述は活発で、機関誌でも北海道の景況や移住事業の様子が報告される。滋賀県と相談し移住地も調査したという（「公道」第二卷八号、一九一五年一月）。この具体案としては、部落内外から五戸〜二〇戸を募り、他地方の同種の団体と協同させ、移住費一戸一〇円の算段で会が補助統一、農業移民二〇〇戸を送出したい。これが希望だつた（「公道」第三卷一号、一九一六年一月）。また「強者と弱者」協調を図つてか、費用の支弁困難な者には会が過半を補助、移民団のうちの自作経営者にも負

担させ、小作農として移住する案も用意する。⁽¹⁹⁾ただ、補助は難しかったようであり、一九一六（大正五）年「実際に着手」して「勧誘的講演」に嘱託を派遣、四国から四二名を送り出したというが、それは北海道資本家に旅費を借りて製材工場で一年間勤務、先ず二〇余円を貯蓄する見当での斡旋だった。⁽²⁰⁾道内では当時一方法ではあっても「最も便宜」という説得力は乏しいように思われる。上田らが渡道の際はどうかだったのか。

大正三年岡本道寿の京都来訪を機会に上田は公道会を知ったようだが、大正五年二月、部落改善の「積極的方面にからんとし部落青年を北海道に活動せしめんと欲し官有地払下げを帝国公道会に問い合す」、その書面を近在柳原町の有力者で議不正事件の処理に尽力していた明石民藏⁽²¹⁾とともに送っている。大要は次の通り。⁽²²⁾

私は部落改善に携わり、殆どの部落で改善事業を見るようにもなった。しかし十分な成果が得られない。部落民の住む「村其の物」に永年の「陋習」があり、職業は「固習的」に限定されて、教育その他では進捗を望めず、現状は「向上発展の気風」を養うこと難しい。なので住民を「広く万般の社会」に出して様々な事業に従事させたい。部落内では教育などに取り組み、外に向けても業務を求め発展の条件を整える。この「両道」が要るだろう。それには改善に覚醒する青年も現れているので「開拓移民出稼事業」に着手させたい。だが北海道の事情よく掘めず、単独部落では難しいから近在部落民の協力も得て資金を集めようとも考える。そこで尋ねよう。①

北海道は有望地か②土地価格や地域の様子の如何③会は助力するか④政府等と交渉できるか⑤政府は便宜を与えてくれるか。

上田は会の趣旨に対し「窃かに共鳴致し居候」と告げて賛同するが、大江のいう大局的な国家膨張などとはまた別の、自身の経験や観察による関心あつて事業を企て、協力を引き出そうと問い合わせている。その内容は「出稼」という形容が示唆するように、まず部落の職業の狭さを脱しての経済基盤の獲得、生活難の打開が目的にあり、さらに教育実践とも連続するだろう「劣等なる性格」の陶冶、新天地での生活改善が期待されたと読める。部落での活動と分離せずに移住が構想されているのも特徴的ではないか。また注目したいのが「大正元年来北海道官有地拂下げの官報公報等を見受け候」と記すことである。同年日誌を開くと次の記事を目にする。「近頃青年間に海外移住の思想ほつ然として起り余に渡航の手続方法を尋ね此れが先発者となり監督引率の任に当たれと迫り来れり」⁽²³⁾と。

上田が夜学に取り組み発展を遂げ、さらに青年会を設けてからの様子をみてみると、部落の青年たちは助け合い、周囲の人びとの力にもなろうとしていた。たとえば、ある夜学生は「盲目の母と二人暮らしにして赤貧洗ふが如く」。しかし「細き腕二働きて（一日二十三銭を得）」親子二人の家計を担っており、その彼が負傷、「青年補習生一同」は薬代と見舞い金を送ったという。また「身寄なき孤独のものニテ極貧者（五十八九の女）ニ病氣ニかかり困難名状すべからざる者」に青年会は「救助」を試みたと。その彼らは、機会あ

らば災害など見知らぬ人たちへの義捐の送り手たろうとする姿さへ見せており、⁽²⁴⁾あるいは上田と縁あり、子弟の進学費を負担したフランス人修道女の居る市街附近に火の手を目撃、二〇名ばかりが部落から二キロ余りの場所にかけて寄せた様子が記される。⁽²⁵⁾だが、明治四五年に「部落の存亡そのものが危惧」される講の不正事件が発生。⁽²⁶⁾それに依存する夜学も経営難に直面する。まさに、その当時に青年に「海外移住の思想」起こり迫ったと上田は記している。そうした

身近な青年たちや家族を、まず率いて向かおうと案じたのが北海道ではなかっただろうか。以後の上田は夜学の経営再建に奔走。彼の活動の中心は教育にあつて部落の運営や村政に影響力ある立場になかったようだが、問い合わせ書では部落の職業へと視野を広げながら、青年の活動を期して生活難を打開せんとする当面の方策が移住だったと読める。この問い合わせ書を上田は送ったという。ところが公道会の反応と以後の経過は次のようであった。

というのも大江は上述の計画案を記すだろ「手引」と移民団の指導監督に関する「規定」をもつて返事にし、三月に部落の指導者らを集めての「関西同志懇談会」で詳しく相談しようとなえた。残念にも懇談会の子細は知れないけれども、上田が提案した「部落民の共同職業を起す必要なきか」の件、その内容には移住事業を含んだと考えられる。だが、それは審議未了になったとされ、北海道への視察の出發時だろう、ふり返って彼は記している。「余は社会改善の一方法として海外移民を主張せり。反対論者（反対はなかりし

が至難として反対せられたり）ありしも、余は如何にもして之れが実現を計らんとし遂に北海道移民に着手せしなり」。⁽²⁷⁾様々に意見され「白熱化」したが、「理想として良策なるも不可能事」だと懇談会は結論した。けれども、それでも実現させたかったのだ、と。移住には上田に細民救済の動機があり、大江らが「提案に賛」しても具体的な条件は見えてこないようである。帝国公道会と上田の動きをいま少し追つてみたい。

三 北海道視察と移住の勧誘

公道会は一九一五（大正四）年十一月頃、嘱託都築達馬なる者を道内に派遣していた。滋賀県下部落の希望もあつて北見石狩天塩を調査し、彼は「北海に新運命を拓け」を雑誌に発表。それは北海道の景況や発展の様子、部落出身者の成功譚などを伝えていた。翌年一月に彼は道庁との交渉により「本年は同道への移住民八千余に達せる盛況にて、移住特定地少き」が、「本年に限り二十戸以下ならば必ず希望を実現」しようとの「内諾」を得たという。さらに「来年よりは多数の移住者を容るゝの予定行動」をとろうとし、大江らの縁だろうか高知県出身士別在住の資本家に相談。移住者の受け入れを約したという。公道会は三・四月の移住期に事業着手を希望して、二月に都築が「関西四国地方」へと移民勧誘に向かう。直接に土地貸付けを受ける者二〇戸（直接移住）の外に八〇名（間接移住）

を募集し⁽²⁸⁾、この後者を資本家の材木工場へと斡旋するため彼は出張して高知、徳島両県で活動。五月に「移住民を引連れ融雪最中の北海道に出張し、移住民の保護又は管理指導」して帰郷したと伝えられる⁽²⁹⁾。八月には大江が直接道庁と打合せをなしたともいう。

一方、上田は二月に問い合わせ書を公道会に送り、翌月の「関西同志懇談会」で大江らと協議。四月彼の不在中に都築の来訪を受けたと記す。この頃に移住の相談が会と具体的に始まったと思われる。上田は貸付地の立木を売る先の材木商との交渉など連絡も受けた。そして一〇月三〇日京都を出発。東京で公道会に立ち寄り、大江の道庁への「添書」を得て都築と共に北海道視察に向かうのである。彼は二回視察をなしている。当時の道内や移住地の様子をどう捉えたのだろうか。

「北海道視察第一回渡道」。この時上田は「北海道移民開墾事業」として移住を捉えており、列車を乗り継ぎ、車窓に映る各地の農地の様子や「土地狹隘」に注目している。そして青函連絡船で函館に上陸しての所感を記す。かつて北海道は「鬼界が島に入るかの如き思ひをなして渡る人も少なかし」と聞く。「無尽の富はあたら無為に放抛」された。だが、明治より「開拓の実非常に進捗」しており、「今日余此の地に渡らんとするのは何より幸福」と。そして、小樽港の船舶や鉄道の運行を眺めて述べる。「横浜神戸を凌駕せんとする勢を示めし居れり。以て北海道生産力の如何を察せらる。実に活況を帯び居れり。戦時（欧州大戦乱）の好景況を受け居るものなら

んも全道各駅貨物の満載せる実に驚くばかりなり」。札幌の大都会ぶり、炭鉱山の様子。山々の「美観」や「大農的の農具」。「田舎の人も市街の人も頑丈の人多く……あいらしき乙女多」いことを記した。当時の新聞は道内産業の総生産額が一五年前の三倍半以上に達した景況を伝えている（『北海タイムス』一九一六年二月三十一日）。この間に彼は「添書」を持って道庁に出頭し「団体移住の希望」や主旨を述べ、土地貸付の出願をなしたという。

二月二日「第二回渡道」。彼は前回と「一変し全く冬景色」の北海道の様子を描写した。札幌での「寒威」は「実にすさまじき者」だった。だが、人びとは外出し、結氷した河川には一トン近く荷を積む馬が往来する姿も見られた。色々な雪靴や橇^{そり}なども知る。この数日の間道内は「猛烈な暴風雪 廿年来未だ見ぬ大荒れ」（『北海タイムス』一九一六年二月三〇日）に見舞われ「北海道冬季の風景真に味ふことを得た」と記す。そして道庁から渡された地図を携え十勝本別村へと赴いた。鉄道を乗り継ぎ大野地駅に至り、明朝に案内者を頼んで雪中を行進してゆく、既に市街の附近は開墾されている。そこから三キロ程さらに丘陵を登り、「大森林」を分け入る。そこに上田たち移民団の貸付地は位置していた。「高地の原野にて我が土地は……起伏多き平原」、南北約四キロ、東西〇・五―一・五キロ二一戸分一六五町歩の広さで、北西にのびる帯状の区画。「活火山の阿岳寒」が眺望できる。その原野に立ち、「つく、今後の事を思ひ浮べて」所感を記している。

「寒威猛烈にして口髭につらら下り足指手指切るが如く……零下二十度の此の寒地、交通不便なる此の土地、遠く繁栄の地を去る此の山奥、食するに物なき此の原野、道は遠く六百里、内地敗残の民を移してよく我が目的を達し得るや否や、多数の移住者は余一人を万人の力と頼み居る筈なり、而して余資金あるにあらず徒手空けん、思ひ立ちしは立ちしもの、此の荒野を開きて余が理想をよく此の地に実現し得るや否や、責重く困難百出するは今より明白なり」。だが、「限りある身の力」をためしたい。「益々奮闘の決心を堅く」し、大樹に名前を刻んで誓ったと記している。そして附近の農家に「開墾上の話」など尋ね、札幌で木材商と交渉、売却契約をなして帰洛したという。こうして調査と逡巡を経て上田は大吾地原野への「移民開墾事業」の意志を固めたこと、北海道の活況さや自然条件、人びとの生活ぶりを観察して新天地への期待と決断のあった様子が知れるのである。部落青年に「海外移住の思想」起こり相談されたと記してから約五年が経過し、上田は三三歳であったという。

さて、この貸付地は彼が出願したとはいえ、第二回視察前に「土地払い下げの決定」があり、二一戸分「大吾地原野百六拾五町歩予定存置」は公道会と道庁との交渉で「内諾」された二〇戸分に該当した様子がある。道庁の測設する殖民区画でも何故ここに決まったか知れないが、なぜ「交通不便なる」土地が選ばれてゆくのかは、道内の「移住特定地少き」事情に照らして考えたい点で、それは後述しよう。ただ、当時一般的な土地処分の方法に則したようであり、

団体移住者に特に準備される貸付地Ⅱ予定存置地の借り受けには三月末日迄に現地に入地するとともに戸数の充足を要した⁽³⁰⁾。

これを彼は後年に次のように記している。⁽³¹⁾「大に部民の奮起を促し田中村を初め柳原町に野口村に移住を勧告して三十余戸の希望者を得たり」と。大江は田中村や柳原町で講演をなし、上田は現地の様子を人びとに報告、近在の部落にも勧誘しただろう。だが「然るに大正六年一月愈々出発せんとせば一戸減り二戸減り遂に六戸になりたり」。希望者に動揺あったのか、第二回視察前の二月二十九日、田中村の「北海道移住民に関する緊急問題」が発生したとされ、大江が京都に向かい、上田と面談して帰ったという（「公道」第四卷一号、一九一七年一月）。そこで、上田が視察中に道庁に提出しただろう名簿を見ると、田中村九戸とその近在の柳原町二戸・野口村二戸、彼と郷里河内の兄らが三戸。さらに公道会の斡旋で高知・徳島から北見に移住していた人びと七戸計二二戸の参加が予定されたことが知れる。大江らとの相談で加えることに決めたようである。だが、さらに出発時には、田中村のうち六戸の人びとは変わらないといへ数戸が減ったらしく、彼は次のように述べている。「止むをえざりき由来部落民は今日まで外部と交際少かりし為めか他所に出づるを忌むの風あり依て小子は大阪府岐阜県より農夫を集め二十一戸の団体員として同年一月廿八日京都を出発せり」と。

このように後に上田は説明するのだが、ともあれ、青年会員や上田の縁者ら家族を彼はまず率いて移住を実行したと考えられる。⁽³²⁾青

年会・村内有志、親類縁者らに見送られて二八日に京都を出発。東京に立ち寄り公道会の大江にも面談して、二月一日函館に上陸する。団員は融雪期を待ち、清水の製氷工場で約五〇日間労働に従事した後、三月、大谷地原野に入地した。そして以上の様子から知れるのは京都団体が自作農目的の開拓農として移住したことである。すなわち北海道では五〜一〇町歩の土地が各戸に貸付られ、五ヶ年以内に八割以上開墾すれば無償付与される。これに団結（団体）移住をなし「徒手空けん」で挑もうというのであった。当時の北海道移民の政策や概況を考えてみたい。

四 北海道への移民と救済行政

明治二〇〜大正一〇年の間に北海道は移住者約一九四五千人を収容している。この半数近くが農業移民であり（明治二〇〜大正一年の平均約四七％）、主力を担ったのは明治二〇年代以降府県の農民層分解で析出される零細農・小作農だったといわれる。政府―道庁は官費を給与しての士族移民や屯田兵、囚徒の強制労働など過去の直接的な労力招致（直接保護）から一般農家の来住に応じて資本金による誘引や、あるいは移民の自助本位の移民招致へと方針を変え、土地制度の充実や道路港湾の修築など移民にとって間接的な条件整備（間接保護）を専らとしていた。この所謂「自由移民」には渡航賃割引や土地の貸付などあれ、別段の補助は講じられずにいた

が、移住の資金を自ら用意した農業移民によって北海道農村の大部分が開拓されてゆくのである。その移住の方法は団体移住や小作農場への応募などであり、開拓には有資力者が期待されたが、一般的には府県農家は近郷同士で団体を組織。でなくばまずは農具や耕馬、渡航費や小屋掛料の支給など条件の有利な小作を目的にして、多くは先住の親類縁者を頼って連鎖的に移住していったことが知られている。そうして府県の貧農や失業者は団体の扶助により単独の資力を補い、あるいは親類縁者から移住当初の寄留先を得たことが指摘されており、移民の多出は一定の府県郡村に偏ったことや移民の誘引・送出には地縁や血縁ある先移住者の存在したこと、地域の経済状態など諸条件が伏在したといわれる。それら移民には部落からの人びとも一部に含まれたものと思われる。ただ、地域で排斥され明治半ばには貧しさの著しい部落にとってみれば条件に有利さを見るのは難しい。上田たちの活動とも重なる明治末・大正半ば、北海道では年六〜八万人の移民を数えて移住は大正八年にピークに達してゆく。当時道庁は一般的に土地の制度や営農指導など開拓農の便宜を図り、農業移民に「保護」策を講じようとして、大正六年には医療や教育を補助する方針を打ち出してゆくが、なお移民に補助金など支給せずにいたのだった⁽³³⁾。

ところで、だが明治末年。そうして府県の移民を招来し開拓を進める道庁とはひとまず別の関心から政府―内務省は移住を奨励した様子が知れる。というのも、この日露戦後の地方改良運動期にあっ

ては、地域の貧窮民に対して近隣や家族の相扶を、当人には勤儉貯蓄や自助を促し、「国家の良民」たるよう生業を与え自活せざることを勧奨されていた。救貧の国費負担を縮減、たとえば災害による窮民にもつとめて金品など直接の給与は控えて公共事業に予算を投じ、貧困の予防策Ⅱ「自営の途」を講じる⁽³⁴⁾。この救済行政の方針は、内務省地方局府県課長井上友一の発言によく知れるように思われる。すなわち一九〇五（明治三八）年冷害凶作に見舞われた東北地方。

その「知事は救済して呉れといったか内務省では一文も出すことは出来ない、併ながら飢饉の為に弱った貧民を使つて殖民させるとか、馬鈴薯を作るとか、耕地整理をやるとか、荒地を開墾するとか、といふことならば其事業の為に安い利子で金を貸してやらう、又補助もしやうといふので、金を出したか、一厘も救助費はやりませぬ⁽³⁵⁾」と。内務省の当面の関心は府県の諸矛盾に対処するとともに、人びとを労働に就かせ自力で衣食させる仕組みをつくることにあつたと考えられる。今日では冷酷ともいえるが、かかる救済の方針の下で奨励される一策に北海道移住があり、一九〇八―一九一一（明治四一―四四）年山梨県の約六五〇戸、四四年群馬・栃木・福島・秋田県ら約八〇〇戸という水害罹災民の移住は義捐金など集め、国費補助をなし道庁や各県庁が特に差配して実施された⁽³⁶⁾。ことに山梨県移民は当時の「移民政策の根本方針に反する」⁽³⁷⁾「保護移民」の特例として一八八九（明治二二）年の十津川移民とともに紹介されてゆくのだが、内務省はその「成績良好ならば……内地の窮民を北海道に

送るべし⁽³⁸⁾」との立場をとり、明治四四年地方官会議で「北海道移住奨励に関する件」につき以下を指示したという。すなわち、北海道は諸制度を整備し便宜を図っている。それを周知し、移住者の申し出には地方庁が道庁と交渉して「成るべく其の希望を満たし地区を予定し保護を加ふる等」配慮されたい。「尚細民部落に於ける生計困難のもの又は各地に於て感化救済の諸団体に収容しつゝ、あるものにして勞力に堪へ得べきものに在ては是亦全道に移住せしめ生業の途を得せしむることも其の方法を得たるものと認むるを以て併せて此点に就ては相当考慮あらんことを望む別紙山梨移民団体移住の概要参考⁽³⁹⁾に供す」と。

つまり、罹災民移住「保護」の例を部落の貧困者や救済に関わる団体の収容者にも敷衍し、公益にかなう開拓・農業へと授産策を講じようという。一九二〇年代には移民補助は内務省社会局の施策となり人口・食料、失業問題解決を課題にしてブラジル・北海道へと焦点づけられ整備されようとするが⁽⁴⁰⁾、それ以前にも井上ら内務官僚やブレーンの防貧の構想には一策として移植民を含み、北海道への奨励も図られたと考えられる。部落に奨励の旨は翌年細民部落改善協議会の席上でも井上から地方当局や部落の指導者らに伝えられた⁽⁴¹⁾。ただ、部落移住の主張や試み自体はかかる行政に先行し、地域や部落に斉一でない事情があつただろう。移住事業という場合の当面の内容は宣伝勧奨に加えて補助金の支給、土地貸付けの便宜を指摘できるが、知れる限りでは跡は少ない。

五 部落からの移民と感化救済事業

まず奈良県では十津川移民以来、北海道に「最も多く移住者を出すは吉野郡」、山間部の多出が知れる⁽⁴²⁾。明治三〇年代移民の母村は補助金を交付し、就中、石狩北部・天塩周辺に向かうのが特徴的で、なお大正期にも移民を送る卓越性が見られる⁽⁴³⁾。そうしてかかる移民からの因縁ある県だというのが、部落改善での移住が始まるのも同郡であり。第一陣が大正二年十勝（移住当時は釧路に属する）の足寄村に移住。「耕作地ノ不足ト一般地主ノ同情薄キカ為メ小作人ノ希望ヲ満ス能ハ」ぬという理由から奨励され、県の交渉で優先的に貸付地を得たという⁽⁴⁴⁾。以後も概ね吉野・宇陀郡の部落から移住が行われるが、添上郡での奨励もあり大正一〇年に移住総数一〇九戸を数えるという⁽⁴⁵⁾。

また、滋賀県は一九一四（大正三）年事業に着手している。一般的に県下では湖東平野部の犬上郡から布哇・北米への出稼移民の盛んなのに対し、北海道への農業移民は低調。湖北の東浅井郡や甲賀郡山間部に多出村が散見されるにとどまるようである⁽⁴⁶⁾。部落改善については一九〇八（明治四二）年「特種部落改善二関スル意見書」の県会採択の後、主な部落で事業の開始を見て大正三年一・二年に北海道移民五一戸を送出したという⁽⁴⁷⁾。県費補助の対象に移住が加わるのが特徴的で、大正四年半額給付が明文化される。そして、その先

駆となったのが「勤労に耐ゆる」部落と公道会の岡本道寿の聞いた日枝村大町。そこからの四戸であり、大正三年家庭学校分校附属農場の小作として北見の上湧別村へと向かっている。分校は地方改良運動で指導的役割を果たし部落問題とも関わり浅くない留岡幸助が内務省嘱託を辞し、農業を導入した教育・感化救済事業と新農村建設を追求して開校されている⁽⁴⁸⁾。以上、この二県は大正末年までに部落改善事業として北海道移住の実施が知れるが、現時点で他府県に事業の記録は殆ど見当たらない⁽⁴⁹⁾。尤も、部落からの北海道移住は他にもあり、たとえば高知県には若干の報告が見られ⁽⁵⁰⁾、上述両県にも他にも移住者はあったと考えられるが、事業の跡は限られる。個別町村や部落が移住者を輩出する背景は別途に検討を要するだろう⁽⁵¹⁾。

なお、帝国公道会の奨励・事業としては京都・大阪から上田たちが、徳島・高知の部落からは四二名が移住を実行したというのが、それ以外の移民に公道会が直接に関わった様子はいま見当たらない⁽⁵²⁾。

ところで、一九一八（大正七）年部落の人びとも参加しての米騒動発生を聞いて上田は次のように記す。「施与的救済は惰民を生ず宜しく海外に出して心機一転彼等の発展を計るべし彼等独特の勞力をして広き天地に發揮せしむべし自動的自發的向上發展にあらざれば眞の改善あらず」。なので移住を実行したのだ、と。彼は公的制度による救済よりもまず身近な者達の助け合いや自助を重んじる見地から、「細民救済」＝「眞の改善」の場としての「殖民地」を海外や北海道に期待したと読める⁽⁵³⁾。そして上田が部落の様々な生活場面に

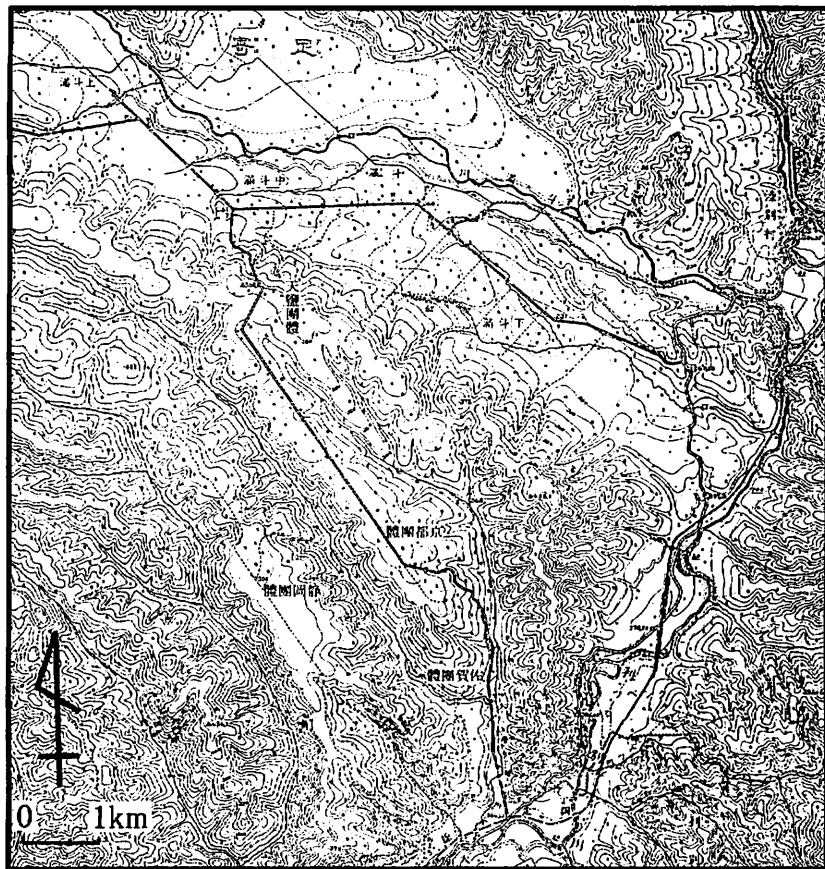
立ち入って、被差別・貧困の条件下で稼ぎ手である子弟に就学を促し、青年たちの活動に関わったことからすれば、田中村での彼や妻の如き公私にわたる営為を明治末年頃より紹介されつつあったセツルメント (settlement) 後年の隣保事業。明治末年には「大学殖民」とも言われた) として捉えることも不可能ではないだろう。彼は内務省主催の感化・救済事業講習会に参加経験もあったが、一般的に明治末・大正初年当時は感化救済と部落改善はなお未分化だったと考えられる。部落改善の政府予算が設けられるのは大正九年度からである。

ならば政府の推奨した「感化救済の諸団体」の移住とは何だったのか。内務省周辺や慈善活動家に注目されたのが孤児・育児院の移住・開墾の実践である。ことに石井十次ら岡山孤児院の宮崎県茶臼原への移住・開墾は明治四四年当時に「失業者を移住せしむるの氣運」に沿う先例としてイギリス救世軍による移民事業にも比定して紹介されていた。⁽⁵⁵⁾内務省は団体の活動を促そうとしたようだが、それも各々経緯あって北海道移住も試みられただろう。次の取り組みが知れる。まず群馬県の上毛孤児院は既に明治四一年に着手して陸別村に農場用地を取得、大正四年当時二七名が開墾に従事。⁽⁵⁶⁾また高崎育児院は大正二年に天塩村に用地を得て一三年の時点で院生六名があつたという。⁽⁵⁷⁾さらに岐阜県日本育児院は明治四三年人舞村に分院を設けて職員と孤児八名が移住、⁽⁵⁸⁾大正三年当時入所孤児数二一名がある、そして大阪府博愛社は創立者小橋勝之助が育児事業に着手

して以来の「三十年来の懸案」として計画。遺志を引き継ぐ社長が再三「視察研究調査せし結果」、大正一〇年似湾村に一〇戸の出身者を送り出したという。⁽⁵⁹⁾家庭学校分校も団体の一つといえるが大正一一年に生徒数三七名、附属農場は小作農家の大正三〇昭和三年累計が九一戸とされる。⁽⁶⁰⁾府県篤志家が農場を設けての免囚保護や道内孤児院からの開墾もためされた。⁽⁶¹⁾そうした救済諸団体の開拓移住は個々の成果はともあれ、大きな動きにならなかったように思われるが、ただ、かかる団体や人びとが移住を試みる如き救済事業の水準の社会に上田や部落青年たちは生き、生活難打開を目指しただろう。そして部落改善事業による移民に注目し直すなら、大正期になつてなお、奈良・滋賀県の若干の例では県郡村の補助や篤志家の寄附など用いても国費補助を講じた跡はない。上田たちには府や郡村の補助とていま見当たらない。そこで以下に彼らが道内でどうしたのかを考えたいのだが、移住当時の十勝や大群地周辺の状況から概観しておこう。

六 大正期十勝への移民と京都団体周辺の概況

一九一七(大正六)年一月末日京都を出発。団員家族「三〇余名」はまず清水の製洪工場で働き、本別村大群地へは三月に鉄道を利用して市街に到着、上田の手配した「空き小屋、青年会館」に宿泊し、先に男子が原野に出向いて小屋掛けをなして四月二五日に全員が移



第一図 大菅地の京都団体周辺（大正9年）

註）地形図は陸地測量部『明治大正日本五万分の一・地図集成』古地図研究会、1983年より「陸別」

ったという。そして入地後もしばしば附近の伐材搬出など「出面と
り」（期間労働）に従事したようである。この大正六年北海道へは
移民が「招かずして来る」と新聞も報じており、当時の貸付地は稀
少化して高所・瘠薄地にも展開していたと考えられる。彼らの周囲
の様子を見てゆこう（第一図）。

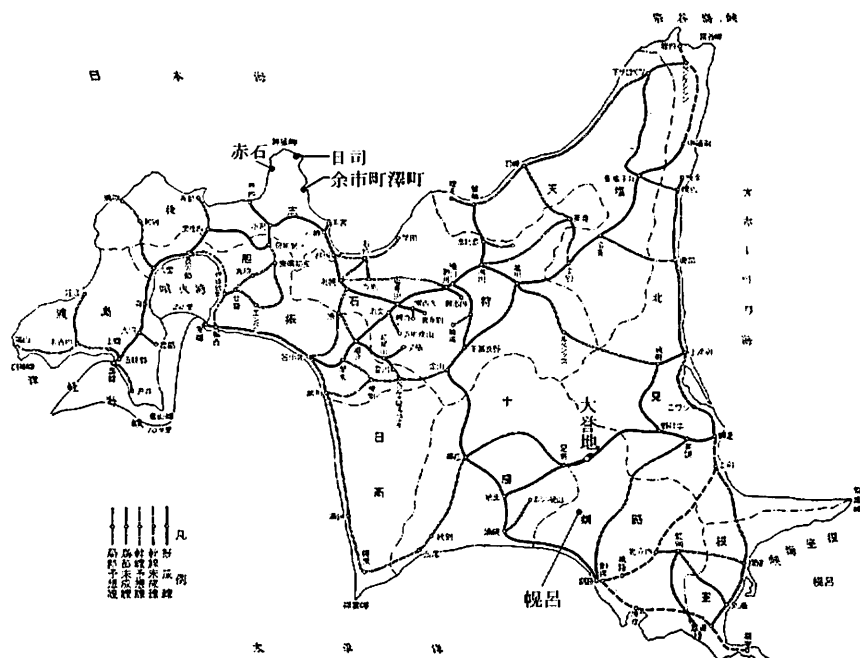
京都団体の移住した大菅地は北海道東部の内陸にあつて十勝地方
に属する。当該地方は後年に有数の農業地域になるのだが、明治三
〇年代に開拓が本格化して同三五年当時の人口約三万人から大正九
年には一四万四千人へと急増。耕地面積は明治四〇年の三万八千町
歩から大正五年には一〇万町歩へと拡大する。⁽⁶²⁾ それら耕地は道庁が

国有地を測設して売払・貸付地となし、種々の農業
移民や農場小作の開拓農家によつて開墾されてゆく。
京都団体予定地を含む「十勝国大菅地区画地」を
『殖民公報』（九四号、一九一六年一月）は概ね次のよ
うに紹介した。すなわち、これら区画は河川の間に
位置する「高台地」で「丘状平坦なるも急傾斜の所
あり」。気候は「初霜九月中旬、終霜五月下旬、初
雪十一月中旬、積雪三尺（筆者註：約一メートル）
内外にして四月下旬融消」。水利には「稍々不便な
るも凹地は穿井容易なり溪流清良飲料に適す」と。
また交通は「最近きは約十町にして大菅地停車場に
至り遠きも二里余に過ぎす……刈分線あり且西方に
鉄道院採石場あるを以て交通不便ならず大菅地は戸
数約三十、商店、旅舎、小学校等あり所轄役場は本
別市街に郵便局は陸別市街にあり」と記している。
大菅地の位置する陸別付近は降雪こそ多くないが
道内でも寒冷だった。また複雑な土質に加えて一般

的に高台地は地味劣りがちとされ、明治四〇年代以降に過燐酸の利用で耕地化が進展するのに対し、⁽⁶³⁾当時の開拓農家の多くは伐木後の土地の地力に依存した粗放的経営を専らとしたことが知られている。道庁の配付する大正五年版『北海道移住手引草』も道内では「大抵開墾の初年より少くとも三年か五年の間は肥料を用ゐずして収獲し得る」と記しているが、道内農業の経験乏しい移民が永く定着するには条件有利といえないかもしれない。だが、『殖民公報』や『官報』に掲出の広告（大正六年以降）では大普地は「全部貸付地予定存置済」と記され、⁽⁶⁴⁾同時期の他の特定地も多く処分済みの様子が知れる。大戦の好景気の下で豌豆など農産物の値も暴騰して道内には移民が急増。『北海タイムス』は明治四四〜大正五年度までその「平均四割四分の受貸付者を有するのみ」という道庁の調査を紹介し、「農業目的の移民の四割以上は特定地を受くる能はず流々転々し居る」のは問題だと伝えていた。⁽⁶⁵⁾また道長官俵孫一は「将来の移民に対しては……先住の放棄した土地も之を利用する覚悟を持つて貰ひ度い」と述べ、⁽⁶⁶⁾「普通の移民では容易に予定存地として貰ふ訳に行かない……種々の名義を付けて道庁に通のよいようにして土地の貸付を受ける」⁽⁶⁷⁾必要があるとも言われた。そうして道内新開地の十勝でも後発の移民として特定地の斡旋を受け、自作農目的での開墾を試みようとする。それが京都団体だったと捉えることできるだろう。なお、同原野には一九一七（大正六）年三月佐賀・静岡県人らとともに約八〇戸が入植しており、各団体は道庁の調査に対して

「生計困難と本道農業経営の有望なるを属目」したことや「郷里に於て海嘯に遭遇し家財田畑を流出」したなどの「移住の動機」を答えている。⁽⁶⁸⁾大普地全体には明治三七年徳島、大正二年千葉から移住があり、一九一三〜一九四五（大正二〜昭和二〇）年に三六五件の土地貸付・売払の記録が残る。出身地の知れる二四四件をみれば道内五八、東北六県四八、関東五県一五、北陸四県一八、中部一県三一、近畿四県一八、中国一県一、四国二県一二、九州二県四四、朝鮮二。新生活と経済機会を求めて人々の到来する土地だった。

ところで大普地は十勝と釧路、中川郡本別村と足寄郡陸別村・利別村の境界に位置して人口も確とは知れない。ただ、隣接する足寄外三村（足寄・陸別・利別村）の明治四二年に三七二戸二四四人、大正五年に九六五戸四〇七五人が参考になる。⁽⁶⁹⁾大普地市街も大正一〇年に一〇五戸五六七人を数えており、この増加は鉄道の影響が大きいことが知られる。移民には「地理的条件が悪かった」⁽⁷⁰⁾のが足寄郡だといわれるが、明治四〇年石狩十勝国境に狩勝峠トンネルが開通。札幌・旭川・帯広・釧路が結ばれ、さらに網走線により明治四三年に池田から北見、翌年に網走まで通じてゆく（第二図）。そうして大正二年大普地停車場が開設されて京都団体も利用したのが注目される。日誌では上田は単身同地を午前に発って四日目の午前京都に到着。これは船旅など高知県から一ヶ月を要した明治一〇年代や、四〇年代でも駅から三日間徒歩して入地したという移民の事例とは姿を異にするように思われる。⁽⁷¹⁾一般的に移民団も小集団になり



第二図 北海道鉄道路線図(大正5年5月29日 小樽新聞 鉄道一千哩記念号より)
出典) 保志 悖「第一次大戦後の拓殖農業情勢」『北海道農業研究』第15号、1958年、に加筆

景況にも敏だったことが指摘され、北海道が府県に近くなろうとしていたと捉えることができよう。そうして「繁栄の地を去る……山奥」の陸別周辺は鉄道開通とともに立木の切り出しや造材が活発化。太脊地から一駅隣の陸別市街は大正七、一二年に「盛況の絶頂」木工

場や商店など四百数十戸の街区を成してゆく。

ただ京都団体の区画は大嵯草原野でも奥まった場所に位置して
少なくとも約一里半（約六キロ）は駅から隔てられ、高台地で三〇
〇メートルの崖を登る。⁽⁷²⁾だが同時期の特定地には平野部では市街・

駅から「約一〇里」離れる場合があり、また、たとえば上田と知り

合う上足寄の農家（松井倉次郎宅）から駅まで「七里」、昭和期の移
民も最寄駅市街から「五里二十町歩仕候」との事例を見る。⁽⁷³⁾ 後年の移

調査に知れる大正期の部落改善事業による他の事例と比べると小市街や駅からは必ずしも遠くないようである。⁽⁷⁴⁾大正地停車場では電報

が利用でき、大正七年三月市街には郵便局も開設されて上田は「京
都日出新聞」など四、五日後に入手することはできた。なお子ども

たちの教育は、大正六年七月に上大菅地特別教授場が京都団体から沢を挟んで二、四キロほどのところ、隣接する静岡団体の近くに設

けられ、「民家の笹小屋を借り……学童十六人を対象に授業をはじめた」という。⁽⁷⁵⁾このような当時十勝の大啓地原野に京都団体は移住

したのだが、では、そこにどのような人々が参加し、その運営や帝
国公道会との関係はどうあつたのか、それを次に考えてみたい。

七 京都団体の構成と帝国公道会

述べたように大替地や隣接する陸別周辺は林業・造材業が活況で大戦下の好景氣に移住者を集めていた。そしてここに団体を率いる

不動産	所有地貸付地及小作地ノ有無	移住原因及其目的	移住後ノ経歴及現在生活ノ状態並ニ小作者ニアリテハ小作地積並地主名小作期限・出願ノ動機並ニ実地調査ノ有無並ニ概況	出願地ノ事業経営方法
ナシ		組民部落改善ノ目的ヲ以テ設立セラレタル帝國公道会ノ企テニヨリ願人ハ組民部落内私立親友夜学校経営ノ関係上団体長トシテ移住	移住以来知人ナル上川郡人舞村字清水ナル南口喜方ニテ製炭工場ノ手伝ヲナシ三月二十八日入地セリ公道会ハ予定存置出願ニ際シ添書ト一ノ案内者ヲ出シ與レシノミニテ其後ノ関係ナシ	入地起業
		京都団体補欠トシテ加名ノ見込ニテ農業目的	総代人上川静一ハ異父同母ノ義兄弟ニシテ四月口本団体補欠トシテ移住シ現今久井増次郎方ニ同居配当地内約七反歩ニ對シ稲黍馬鈴薯採作付中	内地ニ居住セル内縁ノ妻木口アイ及清太郎ヲ呼寄小屋掛ノ上入地起業スヘシ
		京都団体ニ加名シ農業目的ヲ以テ移住	移住後公道会幹事ノ友人ナル清水市街南口喜方ニテ冬期は製炭工場ニ働キ三月二十八日ニ予定地ニ入り九線三十一番地ニ小屋掛入地シ約一町歩作付稲黍馬鈴薯採作付ヲナシトマム村有地内伐木日雇トシテ被雇居レリ	引続居住成功スヘシ
		京都団体ニ加名シ農業目的ヲ以テ移住	他ノ団体員ト共ニ一時清水南製炭工場ニ労働シ三月二十八日団体地ニ入り久井増次郎方ニ同居配当地九反歩開墾セリ	内地ニハ内縁ノ妻矢口鶴江（二十六才）及長男トラ呼寄セ自力入地起業スヘシ
ナシ		団体ニ加名シ農業目的ニテ移住	移住以来人舞村字清水南工場テ労働シ他ノ団体員ト共ニ三月二十日に予定地ニ入地十一線二十八番地窪口四造方ニ同居シ同人配当地約三町歩共同シテ耕作セリ現在トマム村有地伐木出面ヲナセリ	入地起業スヘシ
ナシ		京都団体ニ加名シ農業目的ヲ以テ移住	他ノ団体員ト共ニ清水南工場ニ労働シ三月二十日入地シ十線三十一番地（自己配当地内ニハ飲料無ク不便ナルヲ以テ小屋掛居住シ配当地内約九反歩作付セリ）	許可ヲ受クレハ妻子ヲ呼寄セ配当地内ニ小屋掛起業スヘシ
ナシ		京都団体ニ加名シ農業目的ヲ以テ移住	齊口杯と同じく清水ニ労働ヲナシ居リ三月二十八日入地十線三十二番地ニ小屋掛ケ約九反歩ヲ開墾ス	引続居住シ全地成功スベシ
ナシ		京都団体ニ加名シ農業目的ヲ以テ移住	先に明治卅五年頃一度移住シタルモ知人ノ頼ルヘキ者ナク大津ニ上陸シタル処郵便運送人ナル豊頃村漢岩ナル平口増次郎ニ会シ同人ノ世話ニテ運送ヲナシ居リ当平口ノ仲介ニテ猿別高口太左口ノ娘ヲ貰ヒ受ケ後止別ニ転シ高口所有耕作セリ後白糠郡尺別村ニ高口カ土地ヲ買求メ転居セルニ付共々同地ニ転シ農業手伝中明治四十八年十一月災疾病氣ノ為メ一旦帰郷以来京都ニ出テ意職ヲナシアリアル処今回団体移住ノ企テアルヲ聞キ加名移住他ノ団体員ト共ニ清水ニ労働シ三月二十八日配当地ニ入地七線三十四番地ニ小屋掛居住耕作約九反歩	引続居住全地成功スベシ
ナシ		京都団体ニ加名シ農業目的ヲ以テ移住	他ノ者共等ト共ニ清水ナル南工場ニテ労働シ三月二十八日入地八線三十四番地ニ小屋掛ケ居住シ約一町三反歩ニ對シ稲黍、馬鈴薯、大豆、小豆ノ作付ヲナシタリ	引続居住全地成功スベシ
ナシ		京都団体ニ加名シ農業目的ヲ以テ移住	他ノ者共等ト共ニ清水南流工場ニ労働シ三月二十日入地八線二十九番地ニ小屋掛ケ居住一町歩ニ對シ稲黍、馬鈴薯、大豆、小豆等ヲ播種セリ	
ナシ		兄カ京都団体ニ加名移住ニ付随伴シテ農業目的ニテ移住	他ノ団体員ト共ニ一時上川郡清水南製炭工場ニ働キ三月二十八日入地配当地十一線二十八番地ニ小屋掛ケ南口ト共ニ南口配当地内ニ共同ニテ二町五反歩耕作セリ願人ハ兄弟家族ナルモ目下分家斷本送付方申送りタリ不日到着ノ見込	引続居住成功スヘシ
		先住ノ叔父ヲ頼リ農業目的ヲ以テ移住	銅路国足寄郡足寄村口フシコタン開農場大西岩五郎ヲ頼リ移住シ開農場ニ約二町歩借地耕作セリ	実地調査セリ
		先住ノ長男ヲ頼リ農業目的ヲ以テ移住	長男亀助ハ小口紋吉ヲ頼リ上足寄ニ移住シ長男ニ少シ選レテ移住シ本人ハ紋吉ノ土地約一町歩借地耕作シ別ニ五反歩計リ開墾セリ	入地起業スヘシ
		先住ノ長男ヲ頼リ農業目的ヲ以テ移住	本年ハ松口竹次郎ノ土地二町五反歩借地耕作セリ	入地起業スヘシ
		先住ノ親戚ヲ頼リ農業目的ヲ以テ移住	本年ハ松口方ニ同居シ農事手傳シ居リ昨今ハ銀松方ニ同居セリ別ニ借地杯ヲナサス手傳ニノミ暮セシ	入地起業スヘシ
		先住ノ親戚ヲ頼リ農業目的ヲ以テ移住	松口倉次郎方ニ同居シ手傳ヲナセリ	入地起業スヘシ
		農	天垣ニ叔父カ先住シ居ルヲ以テ同人ヲ頼リ渡道シタルモ適當ノ土地ナカリシ為メトマム原野移住シアル天垣団体板倉勘兵衛ヲ頼リ移住ノ処大正六年六月大澤地ニ移住シタル京都団体員浅口秀之助カ棉国シタル為メ同団体長ノ進メニ依リ浅口ノ補欠員トシテ入地シ居リタルモ道庁ノ許可ヲ受ケ入地シ居リタル結果入地検査ノ際団体員ヨリ除名セラレバ得ス団体長方ニ厄介ニ成リ同人ノ土地耕作ノ手伝ヲ為シ來レリ	願地ハ前記ノ如キ縁故アル土地ニ付再三出願シタルモ未公示ノ故ヲ以テ願書却下今回告示ニ成リタルヲ以テ出願シタリ 入地起業ス尙未移住者ハ願地許可ヲ得次第移住シ共ニ起業見込

第一表 京都団体(大萱地)・「第二団体」(幌呂)関係者の土地出願時の状況(判明分)

調査日	移住年	貸付 出願地	原籍地	氏名	年 齢	貸付予 定反別 概算	移住前 ノ職業	移住 家族	未移住 家族	労力	食料	農具	馬匹	動産
1917年 (大正6) 6月25日	1917	本別村 大萱地	大阪府南河 内郡東條村	上田静一	34	9.7町	教員(教職)	1	5人	男1	稻黍米麦一石五 斗	普通ノモノア リ馬具ナシ	一頭	五百円也
			大阪府南河 内郡東條村	矢田寅太郎	27	7.7町	稲穂会社員	1	5人	男1	何ラ貯ヘナシ	普通ノモノア リ	ナシ	何ラ準備ナシ
			大阪府堺市	久井増次郎	36	8.9町	白米小売商 (米穀販売業)	5	ナシ	男1 女1	何ラ貯ヘナシ	普通ノモノア リ	ナシ	約百円也所持セリト
			大阪府南河 内郡千早村	千口倉蔵	33	7.2町	製米職工 (農業)	1	9人	男1	何ラ貯ヘナシ	普通ノモノア リ	ナシ	七拾円也所持セリ
			京都府愛宕 郡田中村	南口浅吉	38	9.9町	車夫(車夫)	5	3人	男1 女1	何ラ貯ヘナシ	鉄鋤一通リア リ	ナシ	六十円也 兄ハ一年分位 米増ヲ仕送ルヘキニ付熱心 成功ヲナスヘシト申来レリ
			京都府愛宕 郡田中村	斉口佐助	26	10.0町	土工 (土木業)	1	12人	男1	何ラナシ	鉄鋤ヲ有スル ノミ	ナシ	五十円也所持セリ
			京都府愛宕 郡田中村	笹口岡蔵	31	8.9町	土工 (土木業)	9	ナシ	男3 女1	稲黍、馬鈴薯半 年ヲ有ス	普通ノモノア リ	ナシ	五十円也ヲ所持ス
			京都府京都市 上京区上 立賣	入口仁三郎 *1	43	9.5町	店職 (手伝業)	5	ナシ	男1 女1	何ラ貯ヘナシ	鉄鋤類ノミア リ	ナシ	三四十円所持セリト 妻 親元ハ尺別ナルヲ以テ萬 ノ場合ハ同家ヨリ仕送り興 ル苦ナリト
			京都府愛宕 郡田中村	明口幾次郎	49	8.7町	人力車夫 (農業)	6	1人	男2 女2	何ラ貯ヘナシ	鉄鋤一通リア リ	ナシ	四十円也 資金ハ必要ニ依 リ内地親戚ヨリ送金ヲ興ル ハ苦
			京都府愛宕 郡田中村	井口儀右 衛門	39	9.8町	人力車夫 (車夫業)	6	4人	男1 女1	何ラ貯ヘナシ	鉄鋤類一通リ アリ	ナシ	三十円所持セリ
			京都府愛宕 郡田中村	笹口潤蔵	29	5.0町	土工兼古物 商(土木業)	3	ナシ	男1 女1	何ラ貯ヘナシ	鉄鋤ヲ有スル ノミ	ナシ	五十円也
1917年 (大正6) 11月9日	1917年 (大正6) 11月9日		岐阜県山県 郡葛原村	田口薫次	26		木挽	3	7人	男1 女1	別ニ貯ヘナシ	馬耕具杯ナシ 其他有ス	二頭	百円也 郵便貯金アリ
岐阜県山県 郡谷合村			小口銀松	68	10.0町	農業	8	ナシ	男3 女1	米年収穫期迄ア リ	鉄鋤アリ	ナシ	百五十円也携帯セリ	
岐阜県山県 郡谷合村			小口梅吉	65	10.0町	農業	6	1人	男2 女2	翌年分充分	鉄鋤類アリ	ナシ	百五十六円也所持セリ	
岐阜県山県 郡谷合村			小口長治郎	32	5.0町	農業	2	ナシ	男1 女1	ナシ 別ニ米精 等鶴松方ヨリ仕 送り興ル苦	ナシ	ナシ	六十円也所持セリ	
岐阜県山県 郡谷合村			小口鶴松	46	10.0町	農業	7	ナシ	男3 女1	本年手伝ヒタル ヲ以テ倉治郎ヨ リ手配一年分仕 送り受クル見込	鉄鋤丈アリ	ナシ	参百円也所持セリ	
1920年 (大正9) 3月6日			三重県河芸 郡一ノ宮村	松口皇太郎	30	完払 4.9町	大工(大工 則テ農業)	2	6人	男1 女1	二ヶ月分	一切アリ	ナシ	預金五百円

不動産	所有地貸付地及小作地ノ有無	移住原因及其目的	移住後ノ経歴及現在生活ノ状態並ニ小作者ニアリテハ小作地積並地主名小作期限・出願ノ動機並ニ実地調査ノ有無並ニ概況	出願地ノ事業経営方法
土地時価六百元	大昔地五町歩貸付地成功済	農	移住後京都団体員トシテ幾分ノ土地ヲ貸付セラレシモ何分五町歩ニテハ方立タズ依テ本地ヲ出願セルモノナリ生活上ニ□□ハ別条ナシ 告示ニヨリ出願視察セス	許可ノ上入地開墾
	三回出願スルモ却下サル出願中ノモノナシ	農業目的ニテ渡道	現住地ニ於テ三好氏ノ小作農ニ従事現在ニ至ル付作九町五反歩、期限ナシ本村中流下ノ生活ヲナシ平均戸数割六等中ノ二等ヲ負担シ居レリ	小作契約ヲ解除セラレタル為告示ト共ニ実地調査ヲナシ出願シタルモノナリ地味普通急傾斜地ニテ橋樑タモ等ノ木アリ
—	ナシ	本道ニ於テ農業ニ従事セントスルニアリ	移住団体長上田静一ノ小作ヲナシ居ルモ一年ニシテ更ニ未墾地ノ小作ヲナシヲ以テ自己所有地ヲ開墾シタシ生活状態 自己所有地ノ開墾ヲ欲スル折柄告示ヲ見又支庁ヨリノ通知ニ依リ出願セリ実地ハ□アル□ノ土地ナリ緩傾斜地ナリ	自作開墾
家屋二百五十円	ナシ	特別原因ナシ農業目的ニテ渡道	渡道直ニ現住地ニ至リ小□孝蔵ノ小作十町歩ヲナシ現在ニ至ル、平均五等願人三等、告示ニヨリ出願、現住地ヨリ距離事十間余立木橋百五十本位、大昔地七畝三四ニ売払十町歩ヲ受ケタルニ成功後病氣ノタメ負債ヲ生ジ小□文蔵ニ譲渡セリ	放牧地ハ牧場ヲ施シ、九町余ノ内二町位細地トナス予定ナリ三年乃至五年成功見込
	北海道ニ於ケル所有地貸付地売払地ノ地目反別	移住年月日並ニ目的及原因	移住後ノ経歴及現在生活ノ状態 出願ノ動機 実地調査ノ年月日並ニ方法	経営ノ概要
全部購入	ナシ	大正七年四月七日農業目的ヲ以テ移住	移住後日浅ク特記ノ経歴ナシ、団長上田静一ノ勧誘ニヨル、大正七年六月十八日実地視察	本人自身経営
野知己野	ナシ	大正七年四月十六日農目ノニテ移住	日浅ク特記ノコトナシ、団長上田静一ノ勧誘ニヨル、大正七年六月十八日実地調査	自身経営
恰門所有	ナシ	大正七年三月二十三日農目ノニテ移住ス	日浅ク特記ノ経歴ナシ、親族上田團長ノ勧誘ニヨル、大正七年六月二十日実地調査セリ	自身経営
	ナシ	大正七年三月十九日兩館ニ上陸農業目的の郷里ニ於テ生活不如意	移住後ハ現住地ニ於テ日雇稼ヲ為シ居レリ、松□倉次郎ヨリ周旋ヲ受ケ出願シタリ、大正七年六月十二日外四名ト共ニ実地調査シタリ	自ラ経営
百門所有	ナシ	大正七年三月十六日農目ノニテ移住	特記ノ経歴ナシ、団長上田静一ノ勧誘ニヨル、大正七年六月二十日実地調査	自身経営
	ナシ	大正七年三月廿一日農業目的ヲ以テ移住セリ	本道ニ移住スルヤ大昔地ニ於テ他家ニ雇ハレ農業ノ手伝ヲナシ居ルモノナリ、本地ノ売払地トシテ新聞紙ニ公示セラレタルヲ知り本願提出シタルモノナリ、大正七年六月十八日実地調査ヲ遂ケタリ	本願許可ノ上ハ本人自ラ入地シ開墾ニ従事スルモノナリ
	ナシ	大正七年三月廿一日農業目的ヲ以テ移住セリ	本道ニ移住スルヤ上足寄ニ於テ他家ニ雇ハレ農業ノ手伝ヲナシ居ルモノナリ、本地ノ売払地トシテ公示セラレタルヲ新聞紙ニ見テ本願提出シタルモノナリ、大正七年六月十八日実地調査ヲ遂ケタリ	本願許可ノ上ハ本人自ラ入地シ開墾ニ従事スルモノナリ
	ナシ	大正七年三月廿日農業目的ヲ以テ移住セリ	本道ニ移住スルヤ上足寄ニ於テ他家ニ雇ハレ農業ノ手伝ヲナシ居ルモノナリ、本地ノ売払地トシテ公示セラレタルヲ新聞紙ニ依リ知り本願提出シタルモノナリ、大正七年六月十八日実地調査ヲ遂ケタリ	本願許可ノ上ハ本人自ラ入地シ開墾ノ衝ニ当ルモノナリ
	ナシ	大正七年三月廿日農業目的ヲ以テ移住セリ	本道ニ移住スルヤ上足寄ニ於テ他家ニ雇ハレ農業ノ手伝ヲナシ居ルモノナリ、本地ノ売払地トシテ公示セラレタルヲ新聞紙ニ依リ知り本願提出シタルモノナリ、大正七年六月十八日実地調査ヲ遂ケタリ	本願許可ノ上ハ本人自ラ入地シ開墾ノ衝ニ当ルモノナリ
	ナシ	大正七年三月二十一日農業目的ヲ以テ移住セリ	本道ニ移住スルヤ上足寄ニ於テ他家ニ雇ハレ農業ノ手伝ヲナシ居ルモノナリ、本地ノ売払地トシテ公示セラレタルヲ新聞紙ニ依リ本願提出シタルモノナリ、大正七年六月十八日実地調査ヲ遂ケタリ	本願許可ノ上ハ本人自ラ入地シ開墾ノ衝ニ当ルモノナリ
	ナシ	大正七年三月廿日農業目的ヲ以テ移住セリ	本道ニ移住スルヤ上足寄ニ於テ野□村金太郎ノ宅へ雇ハレ農業ノ手伝ヲナシ居ルモノナリ、本地ノ売払地トシテ新聞紙ニ公示セラレタルヲ聞キ本願提出シタルモノナリ、大正七年六月十八日実地調査ヲ遂ケタリ	本願許可ノ上ハ本人自ラ入地シ開墾ニ従事スルモノナリ
	ナシ	大正七年三月式拾一日農業目的ヲ以テ移住セリ	本道ニ移住スルヤ上足寄ニ於テ農業ノ手伝ヲナシ居ルモノナリ、本地ノ売払地トシテ公示セラレタルヲ聞キ本願提出シタルモノナリ、大正七年六月十八日実地調査ヲ遂ケタリ	本願許可ノ上ハ本人自ラ入地シ開墾ノ衝ニ当ルモノナリ
—	—	大正七年三月十九日兩館ニ上陸農業目的	移住後現住地ニ於テ日雇稼ヲ為シ居レリ、松□倉次郎ニ聞キ出願シタリ、本年六月十二日実地調査シタリ	自ラ経営ス
—	—	大正七年三月十九日兩館ニ上陸農業目的	移住後現住地ニ於テ日雇稼ヲナシ居レリ、松□倉次郎ノ周旋ニ依リ出願、本年六月十二日外四名ト共ニ実地調査	自ラ経営ス

北海道移住と上田静一

調査日	移住年	貸付 出額地	原籍地	氏名	年 齢	貸付予 定反別 概算	移住前 ノ職業	移住 家族	未移住 家族	労力	食料	農具	馬匹	動産
1922年 (大正10) 3月25日	1917	上士幌	京都府宇治 郡醍醐村	村口藤吉 *2	39	10町	農	4		男1 女1	アリ	アリ	ナシ	現金二百円
1923年 (大正12) 5月10日		西足寄 村	京都府宇治 郡醍醐村	村口藤吉 *2		10町	農	5		男1 女1	一年分	一揃	二頭	現二百五十円農具食料二百 円馬二頭三百円
不詳		西足寄 村	京都府宇治 郡醍醐村	村口藤吉 *2		7.5町	農業	5		男3 女2	—	有ス	—	現金二百円
1926年 (大正15) 2月15日	1917	陸別村	京都府京 都市上京 区上立 賣	入江仁三郎 *1		9町	農業	10		男2 女2	一々年分	一揃	二頭	馬二頭六百円、現金二百円
調査日	移住年	売払 出額地	原籍地	氏名	年 齢	売払反 別概算	従来ノ職業	現在同 居家族	労働ニ 関係ル モノハ数	資力				
1918年 (大正7) 8月17日	1918	舌辛村 磯呂	京都府愛宕 郡田中村	齊二哉三郎	39	9.0町	土木	男1 女5		本年四月初メ渡道ニ付キ未タ耕馬ハ購入スルニ至ラサルモ農具ハ 所有ス又開墾資金トシテ金参百円ハ現金ニテ所有ス				
			岐阜県武儀 郡乾村	野二村貞助	77	8.5町	農	男4 女5		耕馬ナシ農具ハ一式購入開墾資金トシテ現金三百五十拾円美里別原 口村栄三ニ預ケ入レアリ				
			大阪府南河 内郡千早村	尾坂悦次郎	37	8.4町	農	男1 女1		移住日浅ク耕馬ハ未タ購入セス農具一式購入資金トシテ金三百五 十				
			岐阜県武儀 郡乾村	武二策助	10	8.3町	農業	男2 女1	男1 女1	不動産動産農具食料等ナシ馬一頭ヲ有ス資本金三百円				
			岐阜県武儀 郡乾村	松二吉次郎	37	6.1町	農業	男2 女3		移住後日浅ク耕馬ハ未タ購入セサルモ農具一式購入資金トシテ三 百				
1918年 (大正7) 6月19日			岐阜県武儀 郡乾村	田二末吉	34	7.9町	農業	4	男1 女1	資金参百円				
			岐阜県武儀 郡乾村	武二吉次郎	37	7.3町	農業		男1 女1	資金貳百円				
			岐阜県武儀 郡乾村	松二由太郎	28	7.3町	農業	3	男1 女1	資金貳百円				
			岐阜県武儀 郡乾村	野二村利七	30	7.5町	農業	5	男1 女1	資金参百円				
			岐阜県武儀 郡乾村	松二浅五郎	63	7.6町	農業		男3 女1	資金参百円				
			岐阜県山県 郡葛原村	大田光治	44	8.2町	農業		男1 女1	資金七百円(郵便貯金トシテ携帯セリ)				
			岐阜県武儀 郡乾村	古二一郎	24	7.2町	農業		男1 女1	資金貳百円				
			岐阜県武儀 郡乾村	松二文六	67	6.8町	農業	男3 女1		資本金五百円其他動産食料ナシ馬匹、農具ナシ				
不詳			岐阜県武儀 郡乾村	江口友吉	38	7.3町	農業	男2 女4	男1 女1	不動産動産馬匹農具食料等ナシ資本金四百円				

註…所轄支庁により調査形式が異なる場合もつとめて整序し、調査票に無記入の箇所は空欄とした。また「上田静一日誌」に記載のある上田の親類と移住地の知人を除き氏名の二文字目を伏した。*番号は同一人物である。

出典「北海道国有未開地処分法完結文書」(北海道立文書館蔵)より作成。

上田は、移住前に田中村の教育講の負債問題を收拾。ともかくも夜学村営化を果たしており、紛擾に際しての論理は巧みで事務や交渉に長けたように思われる。けれども、日誌には「資金あるにあらず」「懐中欠乏余金百円に充たず」と記しており、団体の運営に悩んだ様子が窺える。四月に団員は附近の「材木揚場」で労働をなすことにし、上田は「内地」に戻り金策を図ったという。そうして幸いにも「田中村有志より金六百円を調達して出金なしくれたり、余其の芳志を喜び借用」することでき、大替地に帰って道庁の技手から調査を受けたことを記しており、その際の調書などから上田たちの入地時の様子を知ることができる。彼は団体の構成や運営について解説しないので、これを当面の手がかりに検討してみたい（第一表）。

そもそも一九一七（大正六）年上田の視察時に「京都団体」として予定存置された者が二二戸（単身者を含むが、以下では戸と数える）。だが、その陣容をみると実際に移住して貸付を受けた者は限られる。同年末当時に田中村から六戸、彼と兄弟を含む大阪の縁者が四戸、京都の近在の者が一戸、さらに現地で補欠員になる岐阜県移民四戸の計一五戸。「部落」からは大正九年当時に百十余名中七戸三二名というから意外に少ない。曲折あつて減少したのだろうが、結果的に異なる経歴の混淆する団体になった。これは主に、①上田と「師弟ノ関係」ある青年団員家族を中心にする田中村出身者で、車夫や土木などに従事した人びと。②上田と兄、異父弟ら山間農村の二三男で、都市に出て商業や教育に従事した人びと。③移民の多い農村

から移住し、土地借り受けの機会を探していた人びと、で構成される（表一）。貸付地が稀少化していたのだらう、⁽⁷⁶⁾まずは附近の上足寄やトマムに先に移住した親戚などに寄留し「^マ遇然」欠員に応募したのが岐阜・三重県の農家だった。つまり京都団体は上田を含めてまず一一戸で移住しただらう。

また道内に「十三年暮せし」経験があり、「農業事情」に通じた者も京都から参加している。都市労働者の京都団体は独特なようだが、この点を上田も考えたのではないだらうか。五〇一〇町歩の土地を借受け、周囲の立木を伐採し、五月「団員全部専心開墾蒔き附けに着手」。そして初年に「各人一町歩程宛開墾を成したり、粗成ながら畑が拾四、五町歩出来たり」と記す。ともかくも入地後耕作の手配は順調に進んだ様子が見受けられる。⁽⁷⁷⁾所持金は一概に多少を言えない。筆者の知る若干の部落改善による例では入地時の調書で大正六年螺湾村への奈良県移民が各戸八〇〜一七〇円、大正七年音更村への滋賀県移民は二四〇円を所持したと記される。⁽⁷⁸⁾京都団体は上田を除いて数十円から百数十円だった。郷里家族の仕送りを期待できる団員もあつたようだが、上田は特に移住当初に資金に悩んだ。当時府や郡村が彼らに予算を講じた跡は見あたらず、しかも公道会に注目すると上田は入地当初の検査で道技手に次のように述べる。⁽⁷⁹⁾

公道会が先年に斡旋した四国の移住者は天塩で土地貸付を受けたが、現在はそれを返却して「流送夫其他製材所労働」をしている。会との打合せでは彼ら七戸を団体に補欠する手はずだった。ところ

が、これが来着しない。なので代わりの補欠員参加を認めて欲しい。

団体の資金は①各自の労働②親戚知人の援助③上田の貸付④団員の自己調達による予定で、初年の「蒔附ヶ終ル迄ハ総テノ費用ハ小子ニ於テ貸与スル」ことにする、と。⁽⁸⁰⁾ 団員の補欠が不許可になるとその区画分は団体への貸付から削減され、しかも伐採の立木があれば

「盗伐トシテ検査ヲナシ且其損害ノ弁償を命スル」土地処分規則があった。またそもそも「移住戸数十戸以内ノ場合ハ予定存置ノ許可ヲ取消ス」とされたので、⁽⁸¹⁾ 団体への土地貸付自体が危ぶまれたようである。二月に上田は公道会に補欠を要請して「移住ヲ頼ム」の電報を送ったようだが、⁽⁸²⁾ 既に三月には会の補欠の「入団見込みなき」

ことが知れ、上田は「入地検査に大支障を来すと案じ」て参加者を探したという。当時、道庁は予定存置地に補欠を認めるのに慎重になっており、団員は嘆願書を提出。上田も自ら道庁・支庁に赴いて交渉に腐心した。⁽⁸³⁾ だが「特定地ハ戸主又ハ成年者ニ限り」貸付ける原則や一九一六（大正五）年四月通牒の「細民部落民ニ関スル件」により部落民の処遇が問題になったと考えられる。成人の団員家族や岐阜県移民の補欠への貸付は認めたが、未成年で分家する者や技手の検査時に入地していない者には拒んだことが知れる。この道庁の決定の経緯はよく判らないが、通牒や部落民の処遇は後にも触れよう。ただ、六月の検査時に、上田は技手に対して次のように答えている。現今は「公道会ハ予定存置出願ニ際シ添書ト一人ノ案内者ヲ出シ呉レシノミニテ其後ノ関係ナシ」⁽⁸⁴⁾ だと。さらに一九一八（大

正七）年米騒動の後に、彼は京都市長代理（夜学運営問題から懇意の前愛宕郡長）に「移住殖民」による「細民救済」への助力を請うのだが、その書面では、自分が「独力諸般の調査画策」して「二十戸八十余名」を北海道に「引率」した。そして「細民」の「自発的向上発展」を望む上田が自ら率先し、今後も「益々移住殖民団体を組織」したいと述べる。「我が現団体員も自己の一族知己を渡道せしめ度申居候」とも言うが、公道会には言及しない。⁽⁸⁵⁾ さらに大正九年には「社会改善公道」に団体移住の主旨や北海道の様子を報告して大江に謝辞を述べるが、会の活動には別段に意見しない。⁽⁸⁶⁾ 彼には会への帰属意識はあっても希薄、連絡も必ずしも密でなかったようである。⁽⁸⁷⁾

あらためて帝国公道会と上田や京都団体との関わりについて考えると、そもそも上田は夜学校や青年会活動に由来する田中村の人びととの紐帯があり、彼自身の北海道への関心あって公道会に連絡、夜学校と青年会を入会させた⁽⁸⁸⁾ だろう。公道会への「問い合わせ」からは会や政府の助力を引き出そうとしたことが読み取れ、彼が視察して貸付地を出願したのだった。一方、公道会は大江らが講演などで人びとの移住の動機に何らかの影響を及ぼし、また移住事業の計画・宣伝や道庁、道内資本家に協力を依頼したなど知れるとはいえ、それ自体に移民団を組織・運営する機能があつたかは、疑わしい。先述のように大江は「移住せしむべき土地を予定し置くことに尽力」⁽⁸⁹⁾ 上田たちが貸付地を得るよう道庁と交渉している。京都団体出発前

年の九月に上田は「移民旅費送達の件通信来る」と記すので会から一定額を補助された可能性はあり（京都く中央小樽大人一人四円八八錢、その先は移民には無賃）、土地の調査や「移住民の保護又は管理指導」など都築に囑託したことが知れる。だが公道会から京都団体には予定の補欠員が到着せず、上田や団員は自ら補欠への土地貸付けを道庁に談判せねばならなかった。しかも彼らの移住後に会の移住事業は財政難により「中絶した」という。⁽⁹⁰⁾頼りにはできなかっただろう。京都団体は親類縁者らにより構成され自分たちで主体的に活動したのではないか。そして移住の実行者は上田が呼びかけても予定戸数に満たなかった。それは部落の文化や「団体長ノ仕方カ不服」といった種々の条件にかかわるうが、後に参加する者も帰郷する者もあり、各自の事情や判断があったと思われるのである。ただ、一年以内（大正七年三月末まで）に移住すれば当面は二戸まで土地は貸付られる余地があっただろうが、道庁から戸数制限が団体に適用され、部落からの移住を望む上田たちの活動が制約を受けなかったとはいまい切れない。

八 団体の運営とその協力者

大正五年版『北海道移住手引草』は一般的な「移住の資金」を次のように紹介している。旅費、家具、農具、小屋掛、食料の五種として自作農の費用を見積り、旅費は一定しないが割引きがある。

「家具は十二円余にて足り農具は二十三円内外居小屋は十五坪位の掘立にて柃茸板圍に造りて二十一円位草茸草圍にすれば七円位を要す」。食料は夫婦に子供二人の家族で「一ヶ年百円位」。したがって「総計百五十円位の準備あれば足る」。しかし開拓地は物価高なので二、三割多が望ましい。ただし三月に開墾に着手する農家は収穫により、食料費は「六十円位にて足る」だろうと記している。けれども大正七年版では総計「三百円」、大正一〇年版「六百円」を準備すべきと改められ、物価上昇の著しかったことが判る。団体の財政はどうあったのか、推測だが考えられる収入の途を列挙してみよう。第一が帝国公道会の補助の可能性だが、多額を得た跡はいま見られない。第二は貸付・売払地の立木売却益で、京都団体の立木が「二倍半倍高価に売れ」たのを「神の加護」だと上田は記した。⁽⁹¹⁾確かに金額を得たのはこれだろう。第三が篤志家の拠出で、田中村有志により「余金百円に充たず」を免れ、上田の姉夫婦や河内の親戚から援助を受けたことも知れる。大阪の資産家にも相談するが協力は得られなかったことが記される。第四に農産物や土地などを担保に金融を受けた様子がある。そうして日誌を読む限りでは、立木売却の商談に都築が一定の役割を果たすようであり、一九二〇（大正九年）七月上田が大江を訪問した後に、「御料地払下げの件に就き」通信したと記される。⁽⁹²⁾だが御料地への移住が京都団体や公道会により実行された跡は見当たらず、公道会から上田たちには他に別段の働きも現時点で見つけられない。⁽⁹³⁾なぜそれで団体が運営できたかを考

えておこう。

まず多くは景気に乗じてだろう。「初年二年ノ收穫物ハ微々トシテ算スルニ不足生等ノ生活ハ一時不安ニ陥入りシガ世ハ好況トナリ百般ノ事業旺盛トナリシタメ冬期稼ギヲ以テ物價騰貴モ漸クシテ支⁽⁹⁴⁾へ」た。伐木や運搬、造材など一般的にも開拓農の初期家計は副業に頼ったが、その機会があつたのだろう。足寄郡内でも「鉄道沿線は比較的労銀を獲るは容易」とされ、⁽⁹⁵⁾上田は移住初年九月末日に「金儲け口も次、とありて順調」と記した。「女子ハ除草ニ専念シ男子ハ附近ノ伐採地開キ等二雇ハレ一日八十五錢乃至一円十五錢ノ収入⁽⁹⁶⁾」。大營地に近い利別川は大正四年にトマム川は大正六年に王子製紙が伐木流送を開始して、その労働男七〇錢、女四〇錢とも上田は記している。⁽⁹⁷⁾伐材搬送はむしろ厳寒の冬期に仕事があり、大正九年春に「三日間で、一〇二円稼いだ」との証言もある。当時本別村を含む河西支庁内の日傭日給が平均男一・一二円、女・八二円。⁽⁹⁸⁾一概に比較はできないが、一九一六（大正五）年田中村車夫の月収が平均一人一〇〜一二円。⁽⁹⁹⁾原野生活では「一般部民と部落出身者」に「何たる差違あることなし」とも観察した。青年家族や兄弟らが団員で行動はしやすかつたのではないだろうか。そうして好況を前提に事業を考えただろう。道庁に提出の文書によると「立木代金ニテ経営ノ方針ヲ相立」てようとし、京都団体貸付地の立木は「六百十円」で売却されたという。さらに大正七年上田は岐阜県団員縁故の先移住者松井倉次郎（上足寄の農家。明治四〇年頃に渡道、明治四四年中川郡

本別村から足寄村に、大正一二年釧路舌辛村へと再移住）と共に釧路を踏査し、彼らの郷里の親類縁者たちから「第二団体」を設けて舌辛村に一一〇町歩一四戸の売払地を松井の代理人として出願、許可を得ている。⁽¹⁰⁰⁾同時期にその立木の「手附金壹千円」「六千円」といった高値で商談もまとめたようである。⁽¹⁰¹⁾何程かの斡旋料を得た可能性があり、木材商との交渉には都築にも連絡。会の事業と称せば土地の出願には多少とも有利だっただろうか。そして、ここに母里河内千早村の親類尾坂悦次郎夫妻と田中村団員齊□佐助の兄哉三郎家族も参加している。上田は調査や道庁、木材商などと交渉をなし、大營地に近在の移住者・縁者に土地を得させて自己の縁者にも機会をつくらうとしただろう。さらに隣地トマムの板倉勘兵衛率いる三重県人ら天塩団体からは補欠として松□篁太郎加入の申し入れがあり、上田が世話をするなど移住者間の協力のあつた様子が知れる。⁽¹⁰²⁾また注目したいのが、京都・大阪・北海道を往来する上田を媒介にして直接間接に団体を援助した人々のあつたことである。ことに大正九年頃まで彼は鉄道を利用して活発に行動した様子が知れる。日誌では釧路に団体を送り出した大正八年を除いて京都・大阪で越年。親類縁者の問題解決や移住の勧誘、資金調達などなし、春に渡道、土地の調査や出願、木材商との交渉や出面の先を探しただろう。その彼不在の入植地には兄や青年家族らが滞在しており、団員が不足した当時に、田中部落夜学の代用教員を務め青年会名簿にも名を見る上田の義弟矢田寅太郎が大阪から参加している。⁽¹⁰³⁾一方、京都で

は部落で一緒に子どもたちを教育してきた妻のぬいと吾子が、彼らに助力する妻の姉夫婦により後見されたという。姉夫婦は団体出発時に饒別など上田に与えるほか「移住者全部に古着防寒衣服等送与」したと記される⁽¹⁰⁴⁾。上田夫妻の晩年まで彼ら家族同士は結びつきが強かったらしく、上田が単身活動する一条件をなしただろう。さらに上田は道内の女性松井春と三年の間縁あり、夫婦の如くなったが大正一一年に彼女の負債を引き受けて父親（在余市町）の元に返そうとする。その場合にも姉婿や妻ぬいが春と話し合い、長男一正の養育が彼女に任されたと記している。長男は一時河内にも預けられ、身よりのない団員の子どもは京都の「慈善教育院」に委託されたことも知れる⁽¹⁰⁵⁾。そこで妻の母校である京都女子和洋芸技学校について触れよう。フランス人修道女ブロー・メリーらにより設立されたという学校との関わりは日誌では明治四四年に初めて見られるが、上田は教え子の進学費の負担を彼女に相談した。それを承諾して彼女が述べた「私田中村の為尽す故卒業後田中村の為め尽すと言ふ約束」との言葉に「余は心の奥底より喜びたり」と記している。部落青年が附近の火事を目撃して駆け付けたのもこの学校だった⁽¹⁰⁶⁾。

そうして上田たちの試みた移住・開墾の実際とは、京都田中村や大阪東條村周辺、北海道でも近隣と互助的に協力して進められた様子が窺えるのであり、移民団からは帰郷する者もあったが、上田の活動が当時の部落でとくに反対を受けた跡は日誌には見当たらない。北海道を往来する上田は青年たちから饒別を受けたり、一九二七

（昭和二年）にも「いつに變はら（ず）喜び迎へられ」たと記している、京都団体移住は帝国公道会の「後援」を得たが、移住後の様子や団員の構成、上田の意図に照らすならば家族親類や部落青年たちを含む縁者らの支えがあればこそ取り組まれたと捉えるのがあさわしい、というのが小論の見通しである。なお、そうであれば上田の人となりや手腕にも事業の成否は負っていただろう。田中村周辺の知った部落や近隣、親類宅などに彼は立寄り北海道の様子を伝え、「我が国は食糧不足なれば大に殖民政策を取り強壯なる青年は大に發展」⁽¹⁰⁷⁾すべきだと説いて移住を勧めたと記す。

九 移住事業の頓挫

上田の移住植民の論を筆者なりに簡単に考察しておく、上田には人口調査で「旧来ノ因習」ある地域では職業も限定され、「生存上の完備」難しい、「細民」の「真の改善」には自らの「労力」を発揮できる新天地が好ましいとの判断があったと思われる。確と北海道でなければならぬのもなかったのだろう。市長代理への建白書では北海道・満蒙・アマゾンなど列挙して「雄飛活躍」する場所を求めた。たとえば函館から南米に移住する団体に出会って「青年を激励し大に此の壮挙を祝した」⁽¹⁰⁸⁾。だが彼は土族移民のように「皇国北門の藩屏」を自負するのではないし、国家的な課題意識も希薄といえよう。けれども、次のようには述べている。「堅実なる

「国民」になるのに北海道は「最良の地」だ。「細民」を海外「各地に殖民せしめ活動せしむれば、生活難てふ忌はしき現象も起らず、細民自身の幸福を増進すると共に国権の扶植、民族発展の実を挙ぐる事も出来得るか」と存候⁽¹⁰⁹⁾。関心は生活難にあつただろう。そうして団員たちが「自己の財産」となる土地を得るとともに、収穫を得て国民に食糧を提供できることを願っていたと思われる。

ところで当時北海道での農業を見ると、大管地に近い「普通農民」の生活は次のように伝えられる。「地味気候適順、交通も決して不便でない足寄の某五町歩専農家で実際作付地が三町七段、大豆二町五段、小豆五反、此他は裸麥、唐黍、燕麥、蕎麥、馬鈴薯、蔬菜類の作付で家族五人、内労働に堪え得るもの夫婦二人一年間の農業収入三百五十余円、副業の雑収入十円、然るに種子農具其他直接の農営費八十二円余、住宅の修繕費十七円餘、仕事着其他被服代五十円、食費は勿論米食ではない麥稻黍馬鈴薯又は多少米を交へて常食とし九十三円余、諸公課金二十二円余雜費三十五円で三百円余となり、差引六十四円余が手元に残る」と(『釧路新聞』一九一六年二月一日)。豆を主体にした畑作をなす開拓農家は七、八倍の高値によつて入植後の窮乏を緩和、一躍富裕化する者も現れていた。ことに大正七年は「異常な好況」。翌年移民の来住も頂点に達し、たとえば部落改善による大正二年の奈良県移民は土地の贖費もあつて数千円を得たとされ、大正三・四年の滋賀県移民も「莫大な利益」があつたといふ⁽¹¹⁾。そうしたなか大管地では一九一九(大正八)年には

「団体内を貫通する拓殖道余程進捗」。小学校の新築移転だろう建設に団員が協力するなど一帯が開拓村として整備されていた様子が知れる。移民の通例に違わず、若干名だが京都団員の家族も親類・縁者が渡道してきたようである⁽¹¹²⁾。北海道の上田のもとで「修養したし」と手紙を送つた教え子青年もあつたという。

だが第一次大戦が終結、大正九年半ばには北海道入植地も不況へと転じてゆく。帝国公道会に移住一年ほどの農家に七〇〇―一二〇〇円収入ありと雑誌で伝えるが、そしておそらく団体の財政について大江に相談せんとした様子のある上田だが潤飾には釘をさした。「物品仕入最中は物価昂騰の頂上にて本年頃より農作物売り出し得ると思へば下落の氣運に向ひたり渡道期適當せざりしなり」、「昨年度の收穫物は誠に貧弱にして八年度は自家用を除けば一家最高三百円位最低四五十円位なりき」⁽¹¹⁴⁾。日稼ぎで開墾が遅れ、昨年は凶作でもあつた、と。数年なりとも移住の時期が早ければと考えただろう。そして、この報告の年に周辺は長雨にあい、しかも豆の価格は三分の一に急落してゆく⁽¹¹⁵⁾。京都団体周辺の移住者には各々に開拓の理由あつただろうが、それら農家は本格的に收穫を見込める三年目以降は好況に浴しえなかつた。翌一〇年にもなると「何仕事も起こらず」、移民の渡道は一般的にも急減。農家も「続々他の職業に転業」⁽¹¹⁶⁾してゐると報じられ、転出の多い地域が全道的にあつたと考えられる⁽¹¹⁷⁾。日誌では上田は道庁による土地付与の検査を団員に受けさせたり、それを猶予させた様子が知れる。「新參農夫ニテハ周囲ノ信用薄ク」

「其レ々必分ノ負債アル」ので開墾未了でも成功付与して欲しいとの請願も作成している。⁽¹¹⁸⁾そして翌年に上田は三年前より北海道で縁あった女性松井春を姉夫婦や妻、田中村の人びとに公然化。父親に送り返す決心を固めた。その先の余市町で彼は同居する。身動きならず小学校の代用教員の職を得て過ごすのだが、「実に惨たる」不況。大菅地周辺農家も「木炭焼きにて漸く生活を維持」するようになってゆく。作柄の悪い入植地で上田は検査に立ち会った。しかし田中村団員の死亡事故も発生。そして後見を約して彼は松井と離別し、妻子を呼び寄せ教員生活が続けるのだった。

日誌では上田の京都団体との関わりは、一九二三（大正一二）年八月五日「本日大菅地ニ出張、十日帰宅」と記されるのを最後に知れなくなる。だが、後年の調査によれば、大正一三年は「未曾有の大冷害」が生じ、京都団体ら上大菅地部落では以後多くの人々が出稼ぎに向かったという。市街地への転出や帰郷も始まったようであり、佐賀・静岡・京都団体ら八〇数戸の部落は昭和初年までに二〇戸に減少。第二次大戦終戦時に一〇戸にたらず。農業を続けた団員家族もあるが、根釧原野からの集団移住や戦後引揚者の再入植など部落は入地・撤退が繰り返されてゆく。⁽¹¹⁹⁾調査では、土地改良を実施せねば農家の安定は望み難く、営農指導など必要だったが、殆ど期待しえず「失意のどん底へ葬られた」と考察されている。道内では大正末期に耕地拡大が頭打ちになり、しばしば開拓地では二次原野と呼ばれる荒蕪地が出来ることが知られる。道内で畜産農法などの

農業技術の普及が図られるのは釧路・根室地方が移民の中心地となる昭和期以降だった。ただ、それでも一九二一〜二三（大正一〇〜一二）年に団体の主要家族は土地の付与検査を通過⁽¹²⁰⁾。「入地当時の荒山も今は殆ど一村落の形を成」すまでになったと日誌に記され、水利に悩む高台だったが耕地の多くは現在も牧草地として利用されている。また土地を手放したり・小作をなしてゆく団員もあり大正一五年に新たに土地を求めて出願していたことも判る。⁽¹²¹⁾

一〇 被差別部落と北海道

さて、上田と京都団体の足跡を辿ってきたのだが、最後に小論は部落からの移民の北海道での背景について検討してみようと思う。というのも上田の素志は細民の「真の改善」としての自発的發展・生活難の打開＝救済だった。それは景気悪化に際会して頓挫したと考えられるが、それでも彼は北海道で事業を試みようとしたのである。ただ、京都団体が理想を追求するといえ労働の機会が不足したり、排斥を受けては府県と比べて北海道が「最良」といえないのではないか。「貧苦の負傷者」が「錦を飾」るのも難しくないか。⁽¹²²⁾これに對して上田は団の内外とも周囲の移住者同士に「差別的交り」はないと述べる。すなわち「蔑視されし細民も他の者と何の區別」なく、「日常交際他の者との何の変りたる点」を見ないのだと。移住後四年間の実地経験では協力して農業に従事し、「要は其の人の器量と品

位人格の如何」によるという。⁽¹²³⁾これは事業には大切な条件だったと思われる。上田は出自に頓着すること・させることを「僻見変則なる因習」だと捉えたようであり、「交わり」の支障になる「因習」すなわち「国元の家柄身分によりて尊敬を受け又侮視せらるゝ等の現象」は北海道の彼らの周囲に「殆ど見ざる」と観察した。開拓農村では農事や教育、互助など種々の生活組織が移民により新設されることが知られている。京都団体は近隣に出面に赴き、あるいは市街の旅館の改築を手伝ったり、学校建設といった様々の活動をなしたという。上田自身も国勢調査で隣家を訪ねて歩き、部落長にも推挙された様子を記している。⁽¹²⁴⁾だが限られた日誌の以上には現時点で移住地での生活の子細は窺いようもない。⁽¹²⁵⁾そこで上田たちが関知したかは定かでないが、部落の人びとや貧窮する人びとを当時の北海道がどのように受け入れようとしたかを、以下に考えておこうと思うのである。

さて、上田は京都からの出発時に田中村や近在の「細民部落」で移住者を募ったけれども、予定の希望者は減ったという。明治末の当時、「最も有利の条件にて北海道移住を勧告した者があるが頑として応ずる者がなかった」⁽¹²⁶⁾「敢て之ヲ顧シモノ無之」⁽¹²⁷⁾といわれて、必ずしも北海道行は部落で支持されていない様子が知れる。移民を送出する部落や地域の状況如何によるが、一つに北海道に渡航した身近な者が「残酷な目」⁽¹²⁸⁾にあい、「儲かる所でない」と判断した場合があったという。だが一つには情報の乏しき、遠隔地の捉え難さ

にも由来したと思われる。大正期に上田は「六百里離れた異域」だとも北海道を形容しているが、たとえば「明治之光」誌には、開拓地の発達を紹介して「北海道など、侮つてか、つて行く」のをいさめる記事もあり、⁽¹²⁹⁾「部落民は身体総て壮健」で「所期の目的を達せんとする気概」がある。他動的な移住論には反対し目的地も一樣でないが、「朝鮮台湾北海道等の未開地」に移住を實行しよう。それには「出稼ぎに関する智識」を十分に備えたい、とも主張されたことが知れる。⁽¹³¹⁾

ところで一方、移民を集めて成立する北海道では府県からの道の不人氣や疎遠さは、種々の案内や宣伝により道庁が解消しようとし、道内の新聞紙上でも度々話題にされている。北海道は府県と異なり明治三〇年代まで地方自治制・参政権の外におかれた経緯があり、道議会開設とともに財政が国庫より独立して、なお一級・二級町村制など変則的な扱いが残された。移民の動静や開拓のありように社会・道政が影響を敏に受ける「殖民地」の性格を帯びたのである。⁽¹³²⁾

そうして一九一〇（明治四三）年拓殖計画を制定し産業や社会資本を充実させ、拓殖関連の国費への依存を脱し「地方」としての財政的自立を目指してゆく。それには当面まず拓殖予算を確保し良質な移民を招来する必要がある、さらに後には台湾・朝鮮とは競合地と目されるようにもなつて、北海道・道民の府県から見ての姿や地位の周縁性は道庁や論客の琴線に触れる問題になったと考えられる。たとえば、明治四〇年に道長官河島醇が「北海道は全国の穢多村か

果して然らば余は穢多村の團左衛門に非ずやと放笑」したという記事では、「北海道と北海道民を侮辱」「悪臭にかぶれ居るもの、如く吹聴」したと受け止められたことが知れる⁽¹³³⁾。そして、かかる被差別部落についての認識のありようが道の移民への処し方にも何程か影響したようにも考えられる。順次述べることにしたい。

さて、上述のように道内の人びとが「穢多村」を侮蔑の対象として理解できた様子が判る。だが、それが周囲に具体的にあったかといえ、明治末・大正期の紙面を探す限り、現時点で道内の開拓村や移住民を「特殊（特種）部落」や「新平民・特殊民」などと取り上げた事例は見つけられなかった。たとえば「特殊部落」については、明治末期には札幌、小樽、函館など都市街区の周縁に貧窮民の集住地が形成され、それを「非人窟」「貧民窟」「細民部落」と形容⁽¹³⁴⁾。「内務省にては地方改良事業の一として特殊部落及び所在貧民窟の改良に力むる筈なり」とは伝達され⁽¹³⁵⁾、ときにアイヌ部落とともに「特殊部落」の語も用いられたようである⁽¹³⁶⁾。ただ、府県の被差別部落は北海道の生活場面に身近でないためか、たとえば「穢多種族と聞けば耳障りだが……本道に其部落の一つも無いのは何となく氣持がよい⁽¹³⁷⁾」とも言われたのだった。

ところで、道庁や道内論客にとつての関心事は、開拓の進捗や農村の運営、ひいては道政を左右する来住者の数や質であったと考えられる。「資本家の移住は幾万人たりとも歓迎するも、細貧者の来住は地方経済上多大の損害あるを以て成るべく移住少なからんこと

を望むなどと勝手の熱を吐き居る者も無きにあら⁽¹³⁸⁾ず」。「資本薄弱なる新来移民」には「開墾熟練且つ売払を受くる程の資力ある者を混同⁽¹³⁹⁾」したいが、必ずしもそうならない。しかも未開地測設の進捗や鉄道・道路の整備、土地制度如何など関わって、明治四二年「移住民減退」が伝えられる間にも移民への特定地は不足を呈し「今日交通不便の所でなければ貸付する所がない」とも言われていた⁽¹⁴⁰⁾。北海道では明治末から大正期にかけて寒冷地や奥地にまで開拓が進展。農業のフロンティアが消失すると指摘される⁽¹⁴¹⁾。そうした時節に実施されたのが、たとえばまず明治四一〜四四年山梨・栃木・群馬ら罹災民移民だったのではないか。山梨県の場合は移民への応募者六八六戸、国費・県費や義捐金での補助を講じ、食料・諸道具の給与、医務員の随伴など異例に手厚い。罹災民の救済は「義捐者なり其の他の厚意に狙⁽¹⁴²⁾れ」ぬよう、人びとの「自力の到底及ばざる点にのみ他力を加ふるの方針」によって行われる⁽¹⁴²⁾。渡航費など「移民ニ交附セズ」官吏が支払い、物資は現物支給されたという⁽¹⁴³⁾。そうして資力乏しい移民であったが、山梨県側は新村への発展を期待し、道庁は虻田郡に急遽区画を測設。概ね好意的に受け入れられて一定開墾も遂げた様子が知れる。しかし「多数を同一ヶ所へ容るゝは甚だ困難⁽¹⁴⁴⁾」で手配された羊蹄山麓は高度傾斜や土壌など悪条件を備えたという。冷害など被り離農・退去者を多出する結果になってゆくのである。

そして一方、貸付地不足や不良化の裏面で道内に問題化していた

のが、利益目当ての移住農家の弊風や土地制度の弊害だった。実体の無い団体や既住者が移民を装つての出願、予定存置後や伐木後の土地の放置、貸付権の売買など横行する。⁽¹⁴⁵⁾その気質は「牧民の水草を逐ふに似たる」と形容されて、「所謂殖民地風と云ふ浪費汚行其他の悪徳は新来移民に迄感染して、……（北海道は…筆者註）風俗上遂ひに帝国中の最劣等の部分を以て目せらるゝに至るであらう」とも言われた。一攫千金を望みでの悪徳や「薄志弱行」な民風。ひいては移民が貧窮流転し、共同体の根を欠く開拓地の問題として報じられている。それには団体による一致協力した移住と開墾、薄資でも堅実な小農の「保護」が提唱され、地域に「歴史観念」を扶植する神社仏閣・部落有財産の設置、青年団・産業組合の組織化も勧奨されてゆく。⁽¹⁴⁷⁾そうして町村整備の途上にあり、また一般的に移民急増して貸付地を十分に用意できない道内開拓地に実施されるのが、部落からの移住事業ではなかったかと考えられる。道庁の事業への応対を見ると京都団体移住の事前（一九一六年）に「細民部落民ニ関スル件」を各支庁に通牒している。

一、細民部落民ノ移住収容ハ一般散在制トシ一箇所ノ収容戸数ハ五戸以内トスルコト

特別ノ事情アリテ右ニ依ルコトヲ得サル場合ト雖モ十戸ヲ超過スルコトヲ得ス

二、右収容箇所相互ノ距離ハ一里以上ヲ保ツコト

特別ノ事情アリテ右ニ依ルコトヲ得サル場合ト雖モ半里以内ヲ

ルコトヲ得ス⁽¹⁴⁸⁾

これには起案者で上田とも面接した拓殖部嘱古村貢三郎が次のように記している。部落改善には移住は好都合ながら、「醜風悪俗ノ悪感化」を道民・移民に及ぼし、「健全ナル発達」を阻む虞れなしとしない。本道は「進テ此種ノ移住ヲ勧誘セズ」。けれども「国ノ大局ヨリ見テ」、府県や帝国公道会など希望には「悪影響ヲ未然ニ防遏」して応えよう。そこで先のように定めて土地を準備するが、当庁は「特別ノ保護指導（既ニ移住シタル全部落民ノ改善事業ハ別トシテ）ヲ与フルハ当分見合ス」ことにしたい。⁽¹⁴⁹⁾

道庁は改善への便宜の期待に応えながら、部落の再現を防ごうとしたと読める。が、当時「小移民でも……殆んど収容の余地がない」⁽¹⁵⁰⁾にもかかわらず、移民が「激増」していたことからすれば、通牒は一つには計画を宣伝して訪れる公道会への対策ではなかったか。⁽¹⁵¹⁾尤も、妥協点を探つての応対はジレンマを抱えて首尾一貫したようには見えない。⁽¹⁵²⁾堅実な開拓農の扶植や農村運営を望む道庁は、たとえば立木売却の益をめぐる紛争を生じがちと見なされた「資力薄弱若しくは性行不良」の移住者を一般的に退けようとし、大正七年に予定存置地への団体に補欠を認めないことが規則化される。⁽¹⁵³⁾「悪感化」を及ぼす者の招来に積極的になれないとの意識があっただろう。道庁は一〇戸以上移民団への「予定存置」の「特典」を「同郷の人々が集りて一部落を創ることになれば……開墾も非常に捗る」（大正五年版「北海道移住手引草」と紹介していた。通牒は部落民の利

便を阻むだろう。しかし土地の選定や貸付けなどに公道会が訪れ、府県が対応を「迫る」⁽¹⁵⁴⁾ことで、道庁は移民を介して部落問題が北海道にも関わることに気づいたといえるかもしれない。

というのも、移民の実際はどうかといえば、「風水害等の罹災民移民渡来に付ては当該支庁に於て小屋掛を為し其の工費の如きも支庁に於て負担する」のが例とされていた⁽¹⁵⁵⁾、知れる限りの大正二年奈良県の部落改善事業では「小屋掛手配」が支庁に依頼され、先移住の周辺の人びとから「開墾ノ方法及順序」の指導もあり、互助的な関係を結んで成功を収めたことが窺える。奈良・滋賀県の事業では貸付地が優先的に斡旋されたことも判る。新聞紙上では移住者が特別に映じた様子は見当たらず、来着や開墾の熱心さを好意的に伝えてもいた⁽¹⁵⁶⁾。ところが、耕地の不良化・奥地化が移民の生活難や転出に至る要因になったと考えられ、上田たちもそうだが反動不況に直面。日の浅い移住者には深刻になったと思われるのである。また、そもそも府県の被差別部落やその移住に関心が寄せられた様子は道内の新聞に殆ど見当たらないが、大正期半ばには部落民への排斥は「人類的偏見……陋習」⁽¹⁵⁷⁾として論じられており、大正デモクラシーを経て水平運動も別段の違和なく報じられてゆくようである⁽¹⁵⁸⁾。ただし罹災民の移民に対しては「同情すべき」⁽¹⁵⁹⁾だと言われても、政府が移民を奨励する本音は「特殊部落を本道に移す目的」だと聞く、それは「甚だ有難からざる事」⁽¹⁶⁰⁾だとの発言例も許可移民の策定時の紙面に見られる。許可移民は政府が大戦後に移民補助を準備する結

果、関東震災後の罹災民対策を契機に一九二四（大正一三）年北海道へは各戸補助金三〇〇円（後に三五〇円）を講じて制度化されるのだが、部落改善を掲げての移住事業については道庁が対応に悩んだ表現が通牒ではなかっただろうか。そして移民への「保護」を望む府県からは、「部落民に対して……方針が一定して居ない」と苦情が寄せられ⁽¹⁶¹⁾、「差別的待遇」だとして一九二二（大正一〇）年に帝国議会で戸数制限の撤廃を求める請願も採択された。移住には渡航費・補助金など府県町村側の条件や特定地の少なさなどの制約があり、現時点で通牒がどれ程に機能したか詳かでない。が、ともかくも京都団体は道庁から土地を用意されるとはいえ特別に保護を受けるのではない一般的な農業移民として開拓に取り組むことになった。そうした複雑な諸条件のもとで部落からの移住事業は試みられたといえようか。

一一 むすびにかえて

以上、上田と京都団体移住の軌跡を辿ってみたのが小論である。北海道の資料を参照しながら日誌を読みたかった京都現住の筆者に見えたものを述べただけであって、判らないことが多い。京都から距離を隔てた場所で活動したのが上田であり京都団体だった。団体については「雪のうた」⁽¹⁶²⁾が採取され『陸別町史』に記録される。上田については一切記されない。だが、いきいきと活動する彼や団員

は日誌のなかに、そして家族や隣人たちの記憶に刻まれただろう。

筆者は様々な狭間を懸命に生きようとし生きた人が上田だったと思
っている。彼自身「余の中間」ということを自負して「細民对有資
産者の中間本字對他字の中間全国細民対一般国民の中間ニ立てり猶
官界と民間との中間にも立てり」⁽¹⁶³⁾と移住前の日誌に記していた。明
治一七年に河内東條村甘南備に生まれ社会・労働運動の成立する時
代をくぐって田中村と部落に関わった人であった。大替地を離れた
上田は教師に戻り、にしん漁が盛んな漁村子弟の教育に新境地を見
出したのか、大正一五年に「一新期を過ごせる感」ありと記す。そ
して積丹半島の赤石・日司尋常小学校長（訓導兼務）を歴任してい
った。

今日、積丹町立日司小学校では廊下の壁面を見上げると「十二代
上田静一」校長の肖像写真を目にする。日司尋常小学校での教え子
の回顧によれば、上田は「先生というより友達を感じた。たた
かれたりすることもなかったし、つりが好きで、どこの家にも入
っていき、いもなども一緒に食べた」。「ぬい先生からは一二月一四
日に四十七士討入りの話をよく聞いた」という。⁽¹⁶⁴⁾

その後には彼は船舶用品の会社を起業、北海道・樺太を営業して歩
いた様子が知れる。自身の新たな人生を歩んだらしい。だが一九三
七（昭和一二）年彼の碑が京都市田中町の夜学校近くに建立され、
今日でも地域の人びとに夫妻ともに篤実さを記憶され敬愛されてい
ると「聞く」。また晩年を彼は余市町で暮らした。日誌（昭和二六

（二八年）には旧田中村や北海道での教え子、日司主婦会など知っ
た先々から病床にある妻に心づくしの見舞が寄せられた様子を細々
と記録して、移民団に参加の教え子らしき名前も見える。⁽¹⁶⁶⁾大替地移
住当時の彼の自筆書類に記される肩書きは「京都団体長」だった。
名刺には「親友夜学校長」ともあり、家族親類や知己らの紐帯あっ
て試みられただろう移住の残影をとどめる。

註

（一）たとえば日本人海外移民の研究では次のように指摘される。すな
わち移民個々のレベルでの移動を明らかにするためには「私」個
の資料を利用することになるが「日記」や「書簡」を除けば、
その多くが後年の回顧録や口述資料で、それぞれ事実について記
述が異なり注意を要する、と（赤木妙子「ペルー初期移住者の
「転耕・転住・転航」——海外移民の空間的移動と史料——」（『史学』
（慶應義塾大学文学部内三田史学会）第六七号、一九九八年、二
八三―三二二頁）。これは北海道移住史も同様だが、同時期でも
記述する主体により書かれる事実も異なる場合あって自然だろう。
小論ではまず本人の証言を重んじたい。そして周囲の諸資料を併
せ参照することにする。

（二）上田静一「上田静一日誌（一）」（三）（白石正明翻刻・解題『京
都部落史研究所紀要』第三五号、一九八三―一九八五年、七〇
―一一・九〇―一二〇・八七―一一〇頁）（以下、「上田静一日
誌」と略す）。また人物史研究として、白石正明「上田静一と田
中親友夜学校（一）」（『京都部落史研究所報』第三三―三五
号、一九八〇年九―十一月、一六・一四・一六頁）。白石
正明「上田静一小論・親友夜学校と北海道移住」（『解放教育史研

研究会編「被差別部落と教員」明石書店、一九八六年、九五―一二五頁。最近では、白石正明「田中親友夜学校と上田静一」(「大阪人権博物館紀要」第九号、二〇〇六年、五―三六頁)。

(3) 南河内郡東部教育会編「郷土史の研究」(一九二六年、二七三頁)。

(4) 上田静一「峰城幸平妻ます略傳」(大阪人権博物館蔵)。

(5) 安田泰次郎「北海道移民政策史」(生活社、一九四一年)。

(6) 大雑把にいつて人口食料問題対策として性格づけられて一九二七(昭和二)年第二期拓殖計画の策定と結びついてゆく北海道移民政策の推移については、榎本守恵「北海道第二期拓殖計画―その成立の意義―」(和歌森太郎先生還暦記念論文編集委員会編「明治国家の展開と民衆生活―和歌森太郎先生還暦記念―」弘文堂、一九七五年、二四五―二七〇頁)。

(7) 許可移民については、鷹田和喜三「根釧開拓と移住研究」(釧路市、一九九七年)。関 秀志・桑原真人編「北海道民のなりたち」(北海道、一九九五年)、別海町百年史編さん委員会編「別海町百年史」(別海町、一九七八年)、浜中町役場編「浜中町史」(浜中町、一九七五年)、標茶町史編纂委員会編「標茶町史考 後編」(標茶町、一九七八年)、また大正期移民の開拓の様子については、野添憲治「開拓農民の記録 日本農業史の光と影」(社会思想社、一九九六年、五〇―七六頁)を参照。

(8) 中村英重「北海道移住の特質と移住動態」(「歴史地理学」第二〇七号、二〇〇二年、三七―四七頁)。

(9) 前掲白石正明「上田静一と田中親友夜学校(三)」。

(10) 佐藤 毅・小池喜孝「写真と文・北の獅子たち―自由民権と北海道―」(自由民権百年北海道集実行委員会、一九八一年、三八頁)。この説明は、徳島法融「北海道移住」夜話」(「滋賀の部落」第一六号、一九七七年七月、七―一〇頁)に典拠している。また徳島の北海道に関する描写は、部落解放同盟佐川支部編「部落はたちあがる―部落解放同盟佐川支部闘争小史―」(汐文社、一九六九年)に典拠するようだが、なぜ徳島が高知県下の部落についての記述を参照して滋賀県移民の様子を述べたかはよく解らない。

(11) 前掲「上田静一日誌(一)」一九二〇年八月四日条、に移住後四

年目に「妻の渡道通知に就き色々文通せり。余、市街地に於て家を借り諸準備なさんとして市街に来る。妻も準備せしとの通知なり」とあり、妻を呼ぶ予定だったのは判る。また一九一八(大正七)年一月道庁には「家族引繼メノ為メ帰郷」(「大替地原野に於ける上田静一外二十名移住に関する件」)「北海道国有未開地処分法完結文書」北海道立文書館蔵)すると伝えている。

(12) 「北海道庁統計書」各年度版より算出。

(13) 谷口虎山「京都府下巡講記」(「公道」第三卷一二号、一九一五年一月、一〇―一一頁)。

(14) 大江 卓「殖民地と部落民」(「公道」第二卷九号、一九一五年二月、一四―一六頁)。

(15) 「読者の声」(「明治之光」第三卷三月号、一九一四年三月、七五―七六頁)。

(16) 田中豊文「小椋部落改善の概要」(「明治之光」第二卷四月号、一九一三年四月、二六頁)。

(17) この県費補助規定の条文については、野洲町部落史編さん委員会・京都部落史研究所編「野洲の部落史 通史編・史料編」(野洲町、二〇〇〇年、五四四―五四六頁)。

(18) 相田良雄「融和問題の回顧」(「融和事業研究」第二輯、一九二八年一月、五九―六三頁)。

(19) 「公道会の北海道移住策」(「明治之光」第五卷四月号、六〇―六一頁)。

(20) 高知・徳島県の移住者を受け入れたという土別の大久保虎吉は高知県長岡郡本山村の出身、一八九四(明治二六)年自由民権家の武市安哉らとともに浦臼村に移住。以後農場経営・木材商・鉱山経営などに携わって大正二年から土別に木工場を開設していた。プロテスタントであり政友会評議員・町会議員、大正八年代議士にも立候補するなど土別随一の実力者だったという。彼に関しては、大泉真泉・荒川荆城「土別発達史」(土別発達史編纂事務所、一九一四年、一四一―一四二頁)。土別市よもやま話編集局編「土別よもやま話」(土別市郷土郷土研究会、一九六九年、一〇六―一〇七頁)。大江卓・林包明とともに高知県の人的紐帯の存在

が窺われる。

- (21) 明石民蔵については、白石正明「明治末期における部落改善運動の二つの道―京都柳原を中心に―」（『京都部落史研究所紀要』第一号、一九八一年、四〇四五頁）。
- (22) 「（帝国公道会へ北海道移住の間合せ）」『京都府田中町改善二関スル書類』（大阪人権博物館蔵）。
- (23) 田中親友夜学校「日誌」一九二二年一月欄外。
- (24) 田中部落青年は、一九一〇九（明治四二）年大阪大火（田中親友夜学校「日誌」一九〇九二年四月二六日）、一九一四（大正三）年桜島噴火（醇成青年会「醇成青年会日誌」一九一四年一月一六日、大阪人権博物館）に義捐している。なお、噴火による罹災民二百戸の災後対策には北海道移住も検討された（『桜島被害民移住計画』『北海タイムス』一九一四年二月一日）。
- (25) 田中親友夜学校「日誌」一九二一年五月二五日欄外。
- (26) 前掲白石正明「上田静一小論・親友夜学校と北海道移住」。
- (27) 前掲「上田静一日誌（一）」一九一六年はしがき。
- (28) 「公道会の近況」（『公道』第三巻四号、一九一六年四月、一一―一二頁）。
- (29) 一九一八（大正七）年の当時の様子は次のようであったという。「前年天塩国士別に出稼せしめし資力なき者あり此等は重に伐材業の人夫となり力役して相当の資力を得引継ぎ労働しつゝ、あり其等の力役者は高知徳島の二県民四十二名なりしが中には既に帰県せるものありと雖も今尚ほ二十五六名は在留し相当の成績を挙げ居れり」と（『社会改善公道』第二号、一九一八年十二月、一一頁）。
- (30) 移住者に対しての土地制度の実際は概ね次の通りである。道庁の払下げる土地は売払地と特定地（貸付地）の二種類がある。このうち特定地は自作農目的の移民の収容地であり、「一戸に対し五町歩より十町歩迄を又其の地内に立木あらば之をも無代価にて貸与し開墾の終りたる後無償にて付与」され、「十町歩未満は五箇年間」に成功すべきとされる。さらに、移住者が「十戸以上団結して府県に居る間に願書を差出し其の移住すべき土地の貸付を予

約する方法」があり、これを団体移住への「予定存置」という。

- それにはいくつか利点が指摘された。①「予め貸付せらるべき土地と移住すべき時期とを定め約束し置き移住したる上にて直に貸付けを受けるが故に最も安全」であること、②「渡道後土地選定其の他無用の日数を費すこと無く移住荷物の如きも送先確定し居るを以て安心」であること、③「同郷の人々が集りて一部落を創ることになれば小屋掛其の他何事も互に助け会ひ日常苦楽を共にするを以て故郷を追慕する念も自然に薄くなり開墾も非常に捗ることである。予定存置を出願すべき箇所は毎年「六、七月頃」に『北海タイムス』や北海道庁公報・官報で知らされ、「許可の決定は毎年大抵十二月頃にして許可を受けたる者は其の指示に従ひ翌年四月頃迄入地すべき」とされた。京都団体もこの手続を踏んだと考えられる（大正五年版『北海道移住手引草』）。なお予定存置制度については関秀志「明治期における団結移住の奨励と貸付地予定存置制度について」（『旭川研究（昔と今）』第一五号、一九九九年三月、三七―五六頁）が詳しいが、明治期を対象にし、実際の運用の解明についても今後の課題とされている。
- (31) 上田静一「京都団体北海道移住の趣意及沿革融和の狀態及開墾成績（其二）」（『社会改善公道』第二三三三、一九二〇年四月、五―六頁）。なお、この報告文は「社会改善公道」誌上では「北海道通信」として掲載されたが、「拜啓先日上京の際には色々御高説を承り奉万謝候其の際申居候我団体渡道の沿革及び小子が部落改善に対する意見を申送候」と始まる書簡であり、上田の記すこの表題が彼の本意に沿うと小論は考える（以下、「趣意及沿革」と略す）。
- (32) 前掲「上田静一日誌（二）」一九一七年一月二八日。
- (33) 「保護は厚きに失すれば却て独立心を害し依頼心を起さしめ弊害を誘致するの恐れ」あることを道庁拓殖部長は理由に挙げている（柴田善三郎「大正四年の本道拓殖成績」『殖民公報』第八八号、一九一六年一月）。
- (34) 授産主義の救貧思想については就中、井上友一「救済制度要義」（博文館、一九〇九年、一八五―二一六頁）。

(35) 井上友一「救済事業及制度の要義」(内務省地方局編「感化救済事業講演集」下巻、一九〇九年「戦前期社会事業史料集成」第一九巻)一六頁。

(36) 群馬県・栃木県の水害罹災移民については、板倉町史編さん委員会編「板倉町史 通史 下巻」(一九八五年、四三〇〜四五四頁)。

山梨県罹災移民については、たとえば、武井時紀「山梨県移住民」(俱知安郷土研究会、一九八八年)。河西秀夫「山梨県の明治期の水害とその社会的影響―水害の「災害場」の検討―」(「社会科学研究」第二六号、山梨学院大学社会科学研究所、二〇〇一年三七〜一九頁)。榎本守恵「ほっかいどう移民史 洪水移民(新十津川・山梨団体)」(「北のいぶき」第二七号、一九九二年、五三〜五九頁)。また、京極町史編纂委員会編「京極町史」(京極町、一九七七年)には群馬県移民についても記述がある。

(37) 安田泰次郎「北海道移民政策史」(生活社、一九四一年、三七五頁)。

(38) 「移民成績如何」(「北海タイムス」一九一一年三月二八日)。

(39) 「函館毎日新聞」一九一一年四月二五日。「北海タイムス」一九一一年四月二五日。

(40) ブラジル移民に注目しての経緯については、原口邦紘「第一次大戦後の移民政策―移植民保護奨励施策の立案過程―」(「外交史料館報」第二号、一九八九年、六〇〜七九頁)。飯窪秀樹「一九二〇年代における内務省社会局の海外移民奨励策」(「歴史と経済」第一八一号、二〇〇三年一〇月、三八〜五四頁)を参照。

(41) 「細民部落改善協議会速記録」(「近代部落史資料集成」第五巻、一〇五頁)。

(42) 「奈良縣移民」(「殖民公報」第五五号、一九一〇年、五七〜六三頁)。「十年間の移民」(「殖民公報」第七六号、一九一四年、三五頁)。

(43) 前掲「士別よもやま話」。また大正二年「奈良県報」(第七一号、一九一三年四月)によると北海道移民への汽車汽船割引券発行は県下一一ヶ市・郡の合計五四〇件のうち三四〇件(約六三・〇%)が吉野郡に対してである。

(44) 奈良県「矯風事業現況一斑 大正三年」(「高市郡役所矯風会一件」(奈良県立図書館蔵。「近代部落史資料集成」第六巻、二〇三頁)。

(45) 「明治之光」第二巻八号、一九一三年八月、四七頁。奈良県の部落改善と移住事業については、奈良市同和地区史的調査委員会編「奈良の部落史 本文編」(奈良市、一九八三年)。

(46) 奈良県「矯風事務書類」(奈良県立図書館蔵)。

(47) 平井松午「近代日本における移民の創出過程と多地域形成―北海道移民と海外移民との比較から―」(「歴史地理学」第二〇七号、二〇〇二年、二〇〜三六頁)。海外移民については、たとえば戸上宗賢編著「ジャパニーズ・アメリカン」(ミネルヴァ書房、一九八六年)。

(49) 「家庭学校と其農場」(「殖民公報」第八六号、一九一五年、一四〜一七頁)。留岡幸助は明治四四年の視察で「貧窮ナレトモ……救助ヲウケズ、他ノ窮民ニヤツテ呉レ」という、あるいは税の「滞納ヲ納付シ切ルト云フ約束ヲシテ完納セリ」との様子を記し(留岡幸助「留岡幸助日記」第三巻、矯正協会、一九七九年、三七〇〜三七三頁)、大正二年には「勤労部落 夜八十二時二婦リ又十二時二出テ、行ク。芋ヲ売リて行クモノ百人一日二三百俵ヲ売ル四千五百貫 決シテ乞食セサルコトノ規約ヲ厳守ス」と記している(「留岡幸助日記・手帖」二〇四、一九一三年、北海道家庭学校蔵。小論は同志社大学人文科学研究所の複写を利用させていただいた)。なお、北海道での彼の事業の構想と実践については就中、留岡幸助「予が感化農場を建設せんとする動機」(「留岡幸助著作集」第三巻、二九八〜二九九頁)、「感化農場と新農村」(同書第三巻、二九九〜三〇七頁)、「新農村の十年を顧みて」(同書第四巻、三三四〜三三六頁)を参照。

(50) 一九二一(大正一〇)年の時点で府県の部落改善での「移住に関する施設」は次のように報告される(伊藤子良「部落改善の現況と改善費の配付」(「社会と救済」第四巻一〇号、一九二二年一月、六六〜六八頁)。

奈良 大正二年以来北海道へ百九戸五百余名、将来朝鮮へ奨励の方針

滋賀 大正三年以来北海道へ四十一戸百九十一名移住成績良好
福井 北海道へ二十名不成功帰還米国へ九戸―成功
和歌山 海外移住奨励の予定。

(51) 美馬敏雄「埋もれ木」(一九九三年)。佐川町人権史編集委員会編

「佐川町人権史―部落問題の解消へ―」(佐川町、一九九四年)。

(52) 一八八六―一九二一(明治一九―大正一〇)年の北海道来住者の累計は奈良県約一万四千二百人で全国府県中二位、滋賀県約一万六千五百人で二〇位、京都府約八千人で三九位。さらに一九二一―一九二二(大正一一―一二)年に絞れば、奈良県約五千五百人で二七位、滋賀県約五千九百人で二四位、京都府約三千百人で三九位。一八九三―一九二一(明治二五―大正一〇)年の移民数のうち農業移民の占める割合は、奈良県七七・六%、滋賀県二九・六%、京都府二二・九%、になる(「北海道庁統計書」各年度版より算出)。出移民戸数(一八八六―一九二二年)の一九二〇(大正九)年総戸数に対する率は奈良県三・六%、滋賀県三・七%、京都府一・〇%で近畿圏内では奈良・滋賀県で北海道移民の社会的影響は比較的大きかったといえようか(石川友紀「日本移民の地理学的研究」榕樹書林、一九七七年)。

(53) 滋賀県当局や県下の部落は一時期に移住の旨を公道会に連絡して囑託都築が石狩地方に候補地を調査することあったようだが(「公道」第二巻八号、一九一五年二月)、京都団体の移住当時にはその様子は見られなくなる。また、一九一七年二月の時点で公道会に「奈良県庁ノ廣田囑ヨリハ本会計画実行ノ予定存置ノ土地并ニ移住民数等ハ照会之有候得共該県ニ目下移住民確実ニ有ルヤ否ヤ等ハ本会ニテハ全ク不明」という次第だった(「移住民間い合わせに対する回答」)。「北海道開拓事業ト帝國公道会ニ関スル書類」(大阪人権博物館所蔵)。日誌では上田が他県の部落改善による移民に関わった様子もないようである。

(54) 「新なる天地に生ん」(「京都日出新聞」一九一八年一〇月二〇日)。

(55) たとえば、中央慈善協会「救済事業調査要項」一九一一年(「戦前期社会事業史料集成」第一七巻、六四―六七頁)。

(56) 上毛愛隣社創立百周年記念事業委員会編「百年のあゆみ」(上毛

愛隣社、一九九二年、四五―四八・一七六―一九六頁)。「陸別町史 通史編」(陸別町、一九九四年、三四八―三五二頁)。

(57) 山本世紀「上野国における禪仏教の流入と展開」(「刀水書房、二〇〇三年、三四一―三四七頁」)。

(58) 平中忠信「育兒施設「北星園」と山中範三郎」(「トカプチ十勝郷研究」第八号、一九九二年一〇月、一―二二頁)。

(59) 小橋実之助編「博愛社 増補訂正八版」(博愛社、一九二八年、五一頁)。入植先の地域誌は次のように移住者の様子を記している。「由来この地境は平坦なる地形といえども、標高実に300米の高原に位し、殊に明治44年には一円山火に見まわられて焦土が含み、加えて交通不便は當農上きわめて困難に陥入れた。……大阪博愛社の人植地も、あの旧八幡鉾山の跡から登った向う側の高い段地で、全然農耕経験のない人々をぶち込み、妻子は毎日高台から下まで飲料水を酌みに来たものだというのが、まさに苦役に等しい生活であった。その他山形団体・岩手団体・滋賀団体等、いずれも人一倍の苦勞をしながら、當農計画がなりたたず、全員または若干を残して転住の止むなきに至り、福山地区の開拓は昭和の初期まで失敗の歴史を繰返している」(「穂別町史編さん委員会「穂別町史」穂別町、一九六八年)。この滋賀団体は部落改善事業による移民で一九二一(大正一〇)年栗太郡山田村から二戸が入植した(「滋賀県特殊部落改良県費補助規定及其他参考事項」、北海道家庭学校蔵)。博愛社団体と滋賀団体は偶然にめぐりあったのだらう。罹災民の保護移民や孤兒院・育兒院と部落改善事業による移住は同時期に取り組まれて、ときに移住地も近接したようである。

(60) 二井仁美「第二次感化法施行期(一九〇八―一九二二年)における家庭学校生徒の動態―東京・北海道・小笠原・硫黄島―」(「大阪教育大学紀要 第四部門」第四八巻一、一九九九年、三七頁)。この農場小作の入植経路は①内地よりの特別の縁故②既往来場者の手引き③道内の新聞広告等によっていたとされる(青木 紀「感化教育事業実践と新農村建設―北海道家庭学校の小作制農場―」(「教育学部紀要」(北海道大学) 第五八号、一九九二年、二六―二

八頁)。また、留岡が「自分の意図に合う農家を厳選して」入植させたといわれ、初期入植者のほとんどが本州の出身。福島県出身者が多く、留岡と縁ある岡山出身者もあったという(田澤薫「留岡幸助と感化教育―思想と実践―」勁草書房、一九九九年、一五〇頁)。

- (61) たとえば、京都府草内村の茶商古川専太郎は一九一〇(明治四三年)平安養育院の第二支部を自宅に開設。付近町村の農家に「常に二十乃至三十名」の乳児を委託し、毎月一度支部で育児の検診をなした(平安養育院編「慈善財団平安養育院一覽」一九一一年)。翌年に彼は北海道へ移住、女満別・網走周辺に農場を設けて免囚保護に取り組み、さらに留岡幸助とも連絡、家庭学校分校用地の払い下げにあたって協力して、学校卒業生の受け入れ先にもなる(前掲二井「第二次感化法施行期(一九〇八―一九二二年)における家庭学校生徒の動態―東京・北海道・小笠原・硫黄島―」。部落からの移住者を希望し、内務省にも連絡したが一九一二(大正元)年の時点で「さあ始めやうと云ふ時になつたら出て来ぬ」となったという(前掲「細民部落改善協議会速記録」一〇八頁)。また以後も奈良県下では「京都府宇治町古川専太郎氏は近年北海道北見国網走町に千町歩の田畑を買入れて農業を営んで居らる、全君の話に依れば部落の青年数十名雇入れ度いと申して来て居らる、から志願者があれば内務省まで御通知を願ひます」(緑雲「協議会の雑感」『明治之光』第三号、一九二三年、四六―四七頁)と伝えられている。

- (62) 帯広市史編纂委員会編「帯広市史」(帯広市、二〇〇三年、六八五頁)。
- (63) 高倉新一郎「団体移民の成長」(『法経会論叢』第一一輯、一九四五年、一七三―一八六頁)。
- (64) 「殖民公報」(第九八―一〇一号、一九一七―一九一八年)。
- (65) 「移民は比較的好況なれど土地貸付を得ざる者甚だ多し」(『北海タイムス』一九一六年六月一三日)。
- (66) 「長官の北見視察談(二)」(『北海タイムス』一九一六年四月二七日)。

- (67) 「長官随伴記」(『北海タイムス』一九一六年四月二六日)。

- (68) 「北海道農業移民概況」(『殖民公報』第二二二号、四三―五二頁、一二二二号、一五―三九頁、一二三三号、一六―二九頁)。

- (69) 岩佐幸治「陸別村史」(陸別村史研究会、一九三八年)。「十勝巡り」(『北海タイムス』一九一六年四月二三日)。

- (70) 井上寿「足寄村茂足寄・茂蝶湾開拓史」(十勝地方史研究所、一九八五年)。

- (71) 前掲関 秀志・桑原真人編「北海道民のなりたち」二二―二二七頁。

- (72) 前掲新農村建設全国協議会編「北海道十勝川上流開拓地区における集落設営計画に関する研究―足寄郡足寄町「大磐地開拓地区」を繞って―」(新農村建設全国協議会、一九五七年)。

- (73) 前掲標茶町史編さん委員会編「標茶町史考 後篇」(二七一頁)。中央社会事業協会地方改善部が一九二四(大正一三)年調査したと考えられる「北海道移民実状調査」(部落問題研究所三好文庫蔵)には次のように記載がある。一九一五(大正四)年蝶湾村の

- (74) 奈良県移民「足寄駅ヨリ八里」、大正六年野付牛町の滋賀県移民「野付牛駅ヨリ約二里半」、大正七年陸別村の奈良県移民「陸別停車場ヨリ二里」、大正八年大正村の滋賀県移民「帯広駅下車八里」。上大磐地小学校「沿革史」(足寄町役場町史編さん室の複写を利用させていただいた)。
- (75) 足寄郡蝶湾村への一九一三(大正二)年奈良県からの移住者は、周囲に「土地を得ん為め三、四年より小作をして此地の区画さる、を待ちつ、ありし者多かりし」と報告している(『雑報』「明治之光」第二巻八号、一九一三年、四七頁)。

- (76) 前掲「上田静一日誌(一)」一九一七年一〇月二五日。たとえば足寄村茂足寄一帯の諸団体の各農家では初年一戸宛〇・四―一町歩の開墾が記録されている(前掲井上寿「足寄村茂足寄・茂蝶湾開拓史」)。
- (77) 「北海道国有未開地処分法完結文書」この差は一つに、滋賀県の県費規定に対して奈良県に補助水準を明確にする規定のないことが理由に考えられる。一九二三(大正一二)年奈良県では和歌山

- 県からの問い合わせ「部落民移住ニ関スル件」に「移住ニ関スル規定ノ制定ナシ」と答えている（前掲「矯風会事務書類」）。
- (79) 前掲「上田静一日誌（二）」一九一七年五月二七日。
- (80) 「上田静一ら貸付地に対する検査復命書」「北海道国有未開地処分法完結文書」（北海道立文書館蔵）。
- (81) 「貸付地予定存置願ニ関スル件」・「予定存置取扱ニ関スル件」（北海道庁殖民課「殖民関係例規」一九二八年、七二四～七二六頁）。
- (82) 「移住民間い合わせに対する回答」「北海道開拓事業ト帝国公道会ニ関スル書類」（大阪人権博物館蔵）。
- (83) 「北海道国有未開地処分法完結文書」（北海道立文書館蔵）。
- (84) 「北海道国有未開地処分法完結文書」（北海道立文書館蔵、第一表参照）。
- (85) 前掲「上田静一日誌（二）」一九一八年九月二〇日。この建白書は新聞に掲載されたが（前掲「新なる天地に生ん」・「部落改善と北海道移住」「大阪朝日新聞」京都附録、一九一八年一〇月二二日）、文言などそれぞれ若干違いがある。また建白書提出の後に市長代理や知事は上田に「助力」や「援助」を約したようだが、それが果たされた跡はいま見当たらない。
- (86) 上田静一「趣意及沿革（其三・其四）」（「社会改善公道」第二・二三号、一九二〇年七月・九月、八・一〇頁）。なお、「社会改善公道」第二一、三頁には「北海道大管地へ移住のとき撮影」として京都団体の写真が掲出され、「同胞の……移住の結果不良ならざるの左券とし且や其の着手も実行もせずして濫りに弁を弄する人の参考に資する」とのキャプションが付されているが、上田の語彙や当時の移住地の状況から察して彼の文章と違うように筆者には思われる。後考を待ちたい。
- (87) たとえば大正六年出發時以後、上田が大江と面会するのは大正九年。「老師より久しく音信せざりし事を皮肉に言はわれ」と記す（「上田静一日誌（二）」一九二〇年三月一九日）。
- (88) 朝治武「京都・田中部落の改善運動と上田静一」（「大阪人権博物館紀要」第九号、二〇〇六年、三七～六二頁）を参照。
- (89) 「公道会の近況」（「公道」第三年八号、一九一六年八月、一二頁）。
- (90) 雑賀博愛「大江天也伝記」（大江太、一九二六年、大空社、一九八七年、七一七頁）。また「社会改善公道」にも道庁の文書にも京都団体移住の以後に事業実施の跡は見当たらない。大江らは京都団体の移住戸数として正確には把握しなかったようである（たとえば「社会改善公道」第七号、一九一九年八月は「大正七年一月……京都府下田中村其他より三十戸を移住せしめ」と報告するが、三〇戸移住の事実は見当たらないので、これは前年の上田たちのことだろう）。したがって、黒川みどりは「帝国公道会は、第一次拓殖計画の一環として一九一五年より北海道移住に着手し、翌一六年より……本格的に推進していった」というが（「異化と同化の間」青木書店、一九九九年）、部落の人口や北海道移民の趨勢に照らすならば、全国的団体にしては「本格」化したとは言えないように思われる。かつて藤野豊が、公道会の企ては「北海道移住にせよ……結局は計画倒れに終わった」と指摘したように（藤野豊「融和団体「帝国公道会」史論」「復刻 公道」別巻、一九八四年）、黒川自身が、公道会は宣伝のわりに「移住者はさほどの数に及んでおらず」と断るように、随分と非力だったのではないか。そして拓殖計画についても当時の部落改善による移住事業に関わる諸資料に計画への言及は見当たらない。管見では部落改善策としての移住事業と拓殖計画を関連つける解釈は藤野豊に始まるようだが（藤野豊「同和政策の歴史」解放出版社、一九八四年、他にもたとえば馬原鉄男「部落問題の歩みと到達点」日野町同和事業史編纂委員会編「日野町同和事業史」部落問題研究所、一九九二年）、筆者は北海道が移民を招来していったことは事実だが、それがために事業が企てられたのではないと考える。疑問が残る（拙稿「明治・大正期、被差別部落への北海道移住奨励・事業についての試論（一）（二）」「部落解放史・ふくおか」第一二〇号・第一二二号、二〇〇五年二月・二〇〇六年三月、一七～四二頁・五二～九〇頁）。
- (91) 前掲「上田静一日誌（二）」一九一七年九月一六日。
- (92) 前掲「上田静一日誌（二）」一九二〇年七月五日。
- (93) 前掲「上田静一日誌（二）」一九一八年四月九日・五月三日。

(94) 前掲「請願書（土地附与について）」。

(95) 「足寄窮民状況」（『釧路新聞』一九一四年三月二十九日）。

(96) 大正八年当時、移住後五年以内の北海道各地中傭農家五九戸の平均収入三三・一円三七銭に対して副業は一五・三円三三銭、約四六％を占めた（『殖民公報』第二二一―二三三号）。

(97) 前掲「上田静一日誌（一）」一九一七年三月二十日。また陸別付近の斫伐労働については、王子製紙山林事業史編集委員会編「王子製紙山林事業史」（一九七六年、七六―一頁）。高橋弘章「明治三十四年四月六日」（一九七九年）。

(98) 陸別町史編さん室「陸別 陸別町史資料 開拓の先人回顧談②」陸別町史編さん室、一九九一年。北海道庁内務部「北海道ニ於ケル売買地小作料及労働賃金ニ関スル調査」（一九二二年、三〇―三一頁）。

(99) 「人力車夫一同の生活についての嘆願書」（『京都府田中町改善ニ関スル書類』、大阪人権博物館）。

(100) 「北海道国有未開地処分法完結文書」。『釧路新聞』一九一八年五月一日、によれば「単独或は団体にて釧路管内に移住した土地の有無如何或は甲原野の地味乙原野立木の状況など、云ふ照会は内地又は道内各地より毎日五月蠅種多数に達し」、「一月以来四月末迄の特定地貸付出願及び処分総数は七百九十六人」であった。しかし許可を得た者は「二百三十二人に過ぎず不許可が五百六十四人」を算した。上田は同年五月、六月に釧路ホロロ原野を踏査、出願しようだが（『上田静一日誌（一）』、附近一帯の告示分約二九九町歩に「七十一名」が重複出願し「三十四名」に売払われた。なお、この「第二団体」には山県郡葛原村及び武儀郡乾村出身者が参加。五戸の京都団体補欠団員らとともに武儀川流域の農家である。十勝は岐阜県でも美濃衆の移住が多いという（佐久間勝彦「紀行 移民のふるさと―美濃・坂内村―」（『ふるさとの語り部』第二〇号、二〇〇四年、一五三―一九二頁）。一帯の河川の氾濫原としての不安定要素を指摘する同県下移民の送出条件の分析は、中村英重「岐阜県と北海道移住」永井秀夫編「近代日本と北海道―「開拓」をめぐる虚像と実像―」（河出書房新社、一

九九八年、二四三―二六六頁）を、またホロロ原野の様子については、幌呂開拓五拾周年記念協賛会編「幌呂開拓五拾周年記念誌」（一九五七年）を参照。なお、上田が公道会から紹介されたらう「イーデーキング商会」は小樽に本店を構える木材商で釧路にも支店があった（『釧路新聞』一九一九年四月二六日）。

(101) 前掲「上田静一日誌（一）」一九一九年五月六・一五日。

(102) 前掲「上田静一日誌（一）」一九一八年五月二七日。

(103) 田中親友夜学校「日誌」一九一〇年六月二〇日以降、「醇厚青年会會員名簿」（『京都府田中町調査書類』、大阪人権博物館蔵）。

(104) 前掲「上田静一日誌（一）」一九一七年一月二七日。

(105) 「上田静一ら貸付地に対する検査復命書」『北海道国有未開地処分法完結文書』（北海道立文書館蔵）。

(106) 田中親友夜学校「日誌」一九一一年五月二五日欄外。女子和洋技芸学校と天主教女子教育院については、京都府社会課「京都府社会事業便覧」（一九二三年（『京都市・府社会調査報告書』一一五、二頁）を参照。学校は妻の姉夫婦とも関係があった様子が前掲「上田静一日誌」に窺える。

(107) 前掲「上田静一日誌（一）」一九一七年十一月二日。

(108) 前掲「上田静一日誌（一）」一九一九年三月二五日。

(109) 前掲上田静一「趣意及沿革（其四）」。

(110) 「豆成金 幸福な北海道移民」（『大阪毎日新聞』奈良号、一九一八年五月五日）。また道庁の調査では、一九二〇（大正九）年の時点で、食料一ヶ年、諸道具一式、馬三頭、現金四百円、土地時価六千円家屋時価四百円を所持し、周辺に土地を求めた例が知られる（『北海道国有未開地処分法完結文書』）。河西支庁管内中等の畑地一反当たりは大正二年一〇・四六円、大正八年三六・六二円で約三倍を示した（前掲、北海道庁内務部「北海道ニ於ケル売買地小作料及労働賃金ニ関スル調査」一九二一年、一四―一五頁）。

(111) 今井兼寛「地方改善事業の基調」（『社会事業研究』第一二巻一〇号、一九二四年一〇月、二九―三〇頁）。

(112) 大正八年八月田中部落団員の南□浅吉について京都に「余に無断で抜け帰れり」、と上田は記すが、南□は京都醍醐村の縁故から

村□藤吉らを連れて大替地に戻ってきたようである。ただ、上田はそれを素直に喜べなかった様子があり、「親類二戸五人連れ来れり。余、其の暴挙を攻め」たと記す。それは渡道の費用を京都の上田の「妻に強いて」出金させたという財政・道義的理由があるが、就中、当時に土地を得る算段ができたかという問題がある。たとえば、補欠を除名され土地貸付を受けられなかった松□簗太郎は上田「方に厄介ニ成り同人ノ土地耕作ノ手伝ヲ為シ来レリ」。大正八年に大替地の売却地を出願したが、彼の「外十三名ヨリ重複出願」があつたなかで松□が選ばれ許可されたことが知られる（『北海道国有未開地処分法完結文書』・「官報」第一九〇七号、一九一八年）。同年には釧路管内でも「新来移民の希望に添ふ如き場所皆無」と伝えられた（『遙々勧誘した移民を逐払う』『釧路新聞』一九一九年四月一九日）。団員が親類縁者をあらたに呼び寄せたことも土地が稀少となり、また道庁の拓殖事務が移民に追いつかず、あるいは細民部落民に対する規制によって制約を受けた可能性があるだろう。

(113) 「総会記事」『社会改善公道』第七号、一九一九年五月、二頁。

(114) 前掲上田静一「趣意及沿革（其四）」。

(115) 足寄町町史編纂臨時専門委員会編『足寄町史』（足寄町、一九七三年、二〇七頁）。

(116) 牧堂「移民政策の高唱 移民の減少は殖民地の退歩墮落也」（『北海タイムス』一九二一年七月二十九日）。

(117) たとえば北見地方では大正九年一一〇戸の来住に対して転住者一〇七七戸であつた（『北見の拓殖状態』『北海タイムス』一九二一年一〇月九日）。

(118) 前掲「諸願書（土地附与について）」。

(119) 前掲新農村建設全国協議会編『北海道十勝川上流開拓地区における集落設営計画に関する研究 足寄郡足寄町「大替地開拓地区」を繞つて」。金田弘夫「開拓農家の連帯性―尺度化による調査と分析―」（『農経論叢』第一八集、一九六二年、三九三―三九五頁）。ちなみに佐賀団体は大正八年には帰郷が始まり同団体長は郷里と数度往復している。やや先行する佐呂間への栃木団体りー

ダーも資金繰りなどで本土と往来しており（津田正夫「足尾鉍毒事件被害農民の北海道移住政策をめぐって」『東邦学誌』第三〇巻一号、二〇〇一年六月、一一一―一二二頁）、当時の流動顕著な移住地にあつては上田の如き単身・半定住者もあながち異質と言えない。

(120) 道庁文書を見る限り少なくとも明□幾次郎、入□仁三郎、小□長治郎、小□銀松、笹□岡蔵、千□倉造、小□梅吉、井□儀右衛門、斉□佐助・南□浅吉が付与された。隣接団体と比べてもむしろ成率率が高い。なお、京都部落史研究所編『京都の部落史』二巻（一九九一年、一一七頁）は一九二二（大正一一）年に上田が

「田中部落の人々を帰す決断」をしたと記すが、大正一二年に京都からの団員の一族は近隣の入植者から土地を譲渡され、また大正一五年に上田は自分の土地を付与されており（誰かが耕作していたと考えられる）、一定の団員は営農を続けただろう。部落の丘陵に設けられた上大替地神社は一九九二（平成四）年にあらためて新築され（前掲「上田静一日誌（三）」一九二一年八月に神社建立の様子が記されるが、同じ社かは判然としなない）、その「上大替地神社新築奉獻」の碑には京都からの移住者に縁あるご家族たろう名も氏子として刻まれる。

(121) 表一参照。なお、上田の兄家族は少なくとも昭和九年まで現地で営農を続けことは確かで（足寄町役場の教示による）、第二次戦後も十勝で暮らしたらしい（上田静一「日誌」一九五六年三月二十五日）。

(122) 「上田静一日誌（二）」一九一七年三月六日。

(123) 前掲上田静一「趣意及沿革（其三・其四）」。

(124) 前掲「上田静一日誌（三）」一九二一年六月一日。実際、上田は一九一九（大正八）年から一時期「大字大替地村部落伍長ヲ命ぜ」られたという（積丹町立日司小学校のご教示による）。

(125) 部落からの移住者についての北見での見聞として、寺田蘇人「不幸の同胞」（『文雅堂』一九一九年、〔近代部落史資料集成〕第九巻、四一五―四一八頁）。

(126) 小原新三「奈良県下ニ於ケル特殊部落改善ノ方針」（『国家学会雜

誌」第二四卷一〇号、一九一〇年一〇月。

- (127) 小川旭鷲巡査部長による明治三一年二月一三三一年一〇月当時の滋賀県南野部落に関する報告（北海道家庭学校蔵）。

- (128) 前掲「細民部落改善協議会速記録」一五七頁。

- (129) 「河西支庁山田課長宛の書簡」「北海道国有未開地処分法完結文書」（北海道立文書館蔵）。

- (130) 田中豊文「北海道に出来た近江村」（『明治之光』第五卷四月号、一九一六年六月、二九一三三頁）。

- (131) 中川佐武郎「移住出稼論」（『明治之光』第二卷九・一一号、一九一三年九・一一月、八〇一〇・二一三頁）。

- (132) 塩出浩之「明治立憲制の形成と「殖民地」北海道」（『史学雑誌』第一一〇号、二〇〇二年）五八八四頁。

- (133) 「北海タイムス」一九〇七年七月二日・一二月二五日。

- (134) 「北海道毎日新聞」一九〇〇年五月六日、「北海タイムス」一九一七年二月八日・一九二二年二月一六日。たとえば札幌市の貧困地域と社会事業については、平中忠信「都市貧困者の実態と札幌の地域的社会事業」（『北海道社会福祉研究』一九号、一九九八年二月、六六八三頁）。平中忠信「戦前の貧困地域と民間社会事業——札幌無料宿泊所と北一条天主教会同胞会の民間社会事業を中心に——」（『札幌の歴史』三八号、二〇〇〇年二月、二四一三六頁）。第二次大戦前期の困難なその生活事情については、清野鐵之助「貧民窟に就ての一私見」（『北海道社会事業』第五一号、一九三六年七月、二二一三三頁）。

- (135) 「北海タイムス」一九二二年五月九日。

- (136) 「北海タイムス」一九二二年六月二三日。改良施策の対象として「特殊部落」「貧民窟」が混用されたと思われる例である。同紙では他に例を見つけることできていない。ただ、この記事の他にも第二次大戦前には、たとえば「釧路市には都市に必ず付きもの、特殊部落がない。本道の七市で釧路市だけはないのは天の恵みかも知れぬ」（波寧生「北海道社会事業風土記——釧路の巻——」「北海道社会事業」第五一号、一九三六年七月、一〇〇一〇九頁）というように、一般的に都市貧困地域に用いられただろう。また、

アイヌの人びとについては、たとえば「差別待遇に泣愛奴部落の児童……特殊部落の彼等も人の子なり」（『釧路新聞』一九一九年三月二六日）とあるが、京都団体入植当時、陸別付近には「定着していた人は居ない」という（陸別町史編さん室「陸別 陸別町史資料 開拓の先人回顧談1」陸別町史編さん室、一九九一年）。

- (137) 「北海タイムス」一九一一年三月四日。

- (138) 「北海タイムス」一九〇七年一月一六日。

- (139) 「北海タイムス」一九一〇年一月一日。

- (140) 「北海タイムス」一九一〇年一月一九日。

- (141) 平井松午「近代日本における移民の創出過程と多出地域の形成——北海道移民と海外移民との比較から——」（『歴史地理学』第二〇七号、二〇〇二年、二〇一三六頁）。

- (142) 「大震災後の善後策（五）」（『大阪朝日新聞』京都附録、一九〇九年九月三日）。湖北震災復旧にあたっての滋賀県内務部長添田敬一郎（水害時の山梨県内務部長）の発言。

- (143) 「罹災民北海道移住費補助内規」（明治四十四年 移住民に関する書類）（群馬県立文書館蔵）。

- (144) 「山梨縣罹災者移住地」（『北海タイムス』一九〇八年三月二七日）。

- (145) 「団体移住と警察」（『北海タイムス』一九一二年二月六日）。明治四〇年道庁の検査では移民団への予定存置六九件、うち五四件は移住者なくして無効であったという（「予定存置不成績」「北海タイムス」一九〇七年一月九日）。

- (146) 「編輯凡上」（『小樽新聞』一九二一年四月一七日）。

- (147) 「殖民地の矯弊」（『北海タイムス』一九一〇年八月一九日）。

- (148) 「細民部落移民移住ニ関スル件」（北海道庁殖民課「北海道殖民関係例規」北海道、一九二八年、七一四頁）。

- (149) 殖民課「大正五年例規」（北海道立文書館蔵）。全文は前掲拙稿に記載。

- (150) 「天声人語」（『釧路新聞』一九一三年四月二五日）。

- (151) 「社会改善公道」第七号、一九一九年五月、二頁。

- (152) その現れの一つが「細民部落民」の判別の問題なのだろう。一般的に団体移住の場合には身元調査がされ、上田も道庁から調査を

受けたことも記している（「上田静一日誌」（一）一九一六年一月一八日）。だが京都団体に對しては、一九一七（大正六）年八月道庁拓殖部長から河西支庁長宛で補欠員について「本人等ハ特殊部落民ニ該當セサルヤ其他詳細篤ト御調回答相成度」と通牒され、入地時の支庁出張員による京都団員の調査には赤鉛筆による「特」や鉛筆での「細民部落民ニ非ス」という書きこみがあり、団体に通牒を用いようとしたことが判る（「大昔地原野ニ於ケル上田静一外二十名移住ニ関スル件」「北海道国有未開地処分法完結文書」）。ただ、現時点で他に上田らの如く部落出身を積極的に調べた文書を筆者は見つけられていない。ジレンマについては前掲拙稿も参照。

(153) 「団体移住補欠不能」（「北海タイムス」一九一八年一〇月二四日）。大正八年版以降の「北海道移民手引草」にそれが明記される。

(154) 「滋賀県の移住民途方に迷ふ」（「北海タイムス」一九一六年一月一四日、末尾新聞資料）。この記事に記される人びとについては「新十津川ヨリ八里奥也 大正五年九月 四戸二十一人 東浅井小桜二戸 坂田千草戸 草場左京医師経費一切ヲ支出ス一戸百二十円二戸二百四十円ヲ実付ス県モ同額ヲ出ス」との記録がある（「留岡幸助「留岡幸助日記・手帖」二二二、一九一六年」）。また県と道当局の交渉の次第が知れる他の一例として、大正一〇年滋賀県滋賀郡伊香立村下竜華から五戸の人びとが十勝茅室村に移住し直ちに帰村した。その際の次の資料があげられよう（「北海道国有未開地処分法完結文書」）。

□社第六号

大正十年五月十二日

滋賀県内務部長

北海道河西支庁長殿

移住民ニ関スル件

左記依頼候也

本縣移住民ノ件ニ関シテハ常ニ多大ノ御配慮ヲ煩シ奉深謝候陳ハ去ル四月二十五日貴管内上茅室原野ニ向ケ移住セシメ候移民ノ一行ハ四月三十日突然帰村致候ニ付直チニ召喚ノ上其ノ理由ヲ質シ

候処該移住地ハ佐念頃停車場ヨリ約四里余ノ山奥ニ位シ人跡殆ント稀ニシテ殊ニ土地ノ多クハ平坦ナラサルノミナラズ所々ニ大石点在シ假令之ヲ開拓スルモ到底収獲ノ見込無之旨陳述致シ居り候処右ハ果シテ移民申立ノ如ク不適当ノ個所ニ有之候哉否や実ハ該候補地ハ先ニ道庁ヨリ適当ナル個所トシテ選定ヲ受ケ移住セシメタルモノニシテ移民申出ト其ノ間相違致居り候間御手数ナカラ移住地タル上茅室原野ノ実状折返シ御回報相煩度追テ該移住地ニシテ事実不適当ナリトセバ其際更ニ他ノ土地ニ向ケ移住セシメ度ト存候得共右ハ貴官ノ御意見ニ依リ移住地ノ変更ヲ為シ得ラルヘキ義ニ候哉若シ変更シ得ラルモノニ候ハバ拓殖部長宛依頼狀同封置候間適当ノ土地御選定ノ上併セテ御回報相煩度

(155) 「大移民と小屋掛 移民自弁すべし」（「釧路新聞」一九一五年四月一七日）。

(156) 「奈良移民団来」（「釧路新聞」一九一五年四月九日）。「足寄両団体状況」（「釧路新聞」一九一六年六月二三日、末尾新聞資料）。

広田正敏「北海道殖民地並に移住民状況一斑」（同志社大学人文科学研究所蔵の複写を利用）の広田報告文は雑誌「明治之光」掲載の同名論文に増補されたパンフレットらしく刊行年は不詳だが、それには「二年分の食料を残し余分を売却ひ小遣として本年一月本願寺参りを兼ね帰県せしが同月又々渡道せり」という者や「家族引纏めの為帰郷」する者があると記され、郷里と往來のあつた様子が窺える。

(157) 「北海タイムス」一九一七年二月一三日。

(158) たとえば「特殊部落民運動 解放の叫び愈々熾烈」（「北海タイムス」一九一三年四月一六日）。

(159) 「北海タイムス」一九一一年一月二三日。

(160) 「本道の移民政策」（「北海タイムス」一九一三年六月一七日）。こ

(161) 留岡幸助「留岡幸助日記・手帳」二六〇、一九二二年。「特殊部落協議会 七月五日」の席上、奈良県内務部地方課長西精一の発言。また、たとえば大正七年当時内務省地方局長の添田敬一郎は

次のように発言している。「近來奈良県などにおきましては、北海道の移住を奨励致して居りますが、併し是も数十戸集つて移住をすれば、やはり北海道に此部落を造ることになるのでありますから、なるべく二戸とか三戸とか、極めて少数ずつ移住をして、普通の農業に従事せしむるというようなことをやつて居りまして、是等は私は好い方法と思つて居りますけれども、一つの計画を立てて此部落を解散せしむるというようなことは、是はなかなか容易には出来ない問題ではなからうかと思つて居るような次第であります」(部落改善ニ関スル建議委員會議録 大正八年三月二六日)『帝國議會衆議院委員會會議録』二二、一九八三年、臨川書店、五八二頁)。移住事業については実施当時においても意見が様々に分かれていた。添田は山梨県移民に関わつて北海道移住の経緯・顛末を知りうる立場にあつたと考えられ、公道会にも顧問として参与してゆくが、部落の移住事業に懐疑的だつたようである。

(162) 前掲陸別町役場広報「聴町史編さん室編『陸別町史 通史篇』」。この典拠は、藤島範孝「北海道わらべ唄」(北海道新聞社、一九七一年)。

(163) 田中親友夜学校「日誌」一九一五年八月二三日欄外。

(164) 二〇〇七年二月七日、積丹町立日司小学校での山野トメさん(大正一二年生まれ)、佐藤ヨシさん(大正一一年生まれ)からの聞き取りによる。

(165) 旧田中村の碑石「建碑之趣意」(他方の「上田静一先生之碑」は一九八六年に養成図書館・ユメニティの新築とともに付近に移転)には「大正六年一月立志欲為社会改善之一助、就於京都大阪岐阜二府一県選細民三十五戸為此京都団体長、率先赴北海道十勝釧路原野」と刻まれている。三五戸は大野地原野の二一戸分とホロ原野の一四戸を加えた戸数に該当する。上田はそれら団員全体を「細民」として捉えたのだつた。

(166) 上田静一「日誌」一九四三年二月四日。

謝辞 本稿作成にあたっては、足寄町役場、上湧別町ふるさと館JRY、京都府立総合資料館、京都府立図書館、滋賀県立図書館、同志社大学人文科学研究所、奈良県立図書館、部落問題研究所、北海道家庭学校、北海道立図書館、北海道立文書館、積丹町立日司小学校職員の皆様、養成ユメニティ職員の皆様、足寄町里見が丘キャンプ場・江別市森林公園キャンプ場の管理人の方々、お話を聞かせてくださった日司尋常小学校卒業生のお二方、移住者のご家族など多くの人びとの協力を得ている。深謝申し上げます。また運筆の拙稿を待つて下さった大阪人権博物館の皆様にお詫び申し上げます。加えて、今回資料集刊行の労をとって下さった大阪市立大学の野口道彦氏に感謝致します。

(おおよぶ たけし・北海道史研究家)